

しろい子どもプラン
(子ども・子育て支援事業計画)

【骨子案】

平成26年10月6日現在

白 井 市

表紙裏白紙（※表紙とともに最終的に削除）

あいさつ裏白紙

目次 ※随時更新

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 策定の背景.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第2章 白井市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
第1節 白井市の概況.....	4
第2節 統計にみる現状.....	5
第3節 アンケート調査結果の概要.....	13
第4節 ヒアリング調査等からみる現状.....	23
第5節 白井市における子ども・子育てを取り巻く課題	30
第3章 計画の基本理念および施策の展開	32
第1節 めざすまちの姿(目標).....	32
第2節 計画の体系(案).....	33
第3節 重点的取り組み.....	34
第4章 基本施策の展開	35
基本施策1 母子、乳児および幼児等の健康の確保および増進.....	35
基本施策2 地域における子育ての支援.....	38
基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	41
基本施策4 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	47
基本施策5 子どもの安全の確保.....	48
基本施策6 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進.....	50
第5章 子ども・子育て支援事業計画	52
第1節 教育・保育の提供区域の設定.....	52
第2節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期.....	54
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期.....	56
第6章 計画の推進にあたって	63
第1節 計画の推進体制および進行管理について.....	63
資料編 ※今後追加.....	64

目次裏白紙

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の背景

子どもは次の時代を担うかけがえのない存在であり、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備していくことは、社会全体で取り組まなければならない重要な課題の一つとなっています。

わが国では、平成元年の1.57ショック*以降、「保育環境の整備」や「子育て家庭を社会全体で支援」をするという、“子どもを生みやすい・育てやすい環境づくり”という、少子化対策の一環として、子どもを生み育てる側の視点に立った教育・保育サービスが提供されてきました。

しかしながら、少子化は急速に進行し、さらなる核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により祖父母や近隣の住民等から子育てに対する、支援や協力を得ることが依然として困難な状況となっています。

このような状況に対し、国は平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

平成27年度から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度は、この「子ども・子育て関連3法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を主眼とし、幼児期の質の高い学校教育や保育、地域子ども・子育て支援を、基礎自治体（市町村）が実施主体となって総合的・計画的に推進することとしています。

これに伴い、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」に向けて各市町村で「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本市では、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）を策定し、次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。

今後は、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に向け、地域の特性やニーズを十分に把握した子育て支援施策の検討が改めて重要となってきています。

これらの状況を踏まえ本計画は、市民・地域・企業・市が協働で、市全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的とするものです。

* 厚生省（当時）がまとめた1989年の人口動態統計で、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子供の数）が過去最低の1.57となったこと

第2節 計画の位置づけ

1 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、白井市では、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

3 母性及び乳幼児の健康保持・増進を図るための母子保健計画

本計画は、「母子保健計画の策定について」（平成26年7月1日厚生省児童家庭局母子保健課長通知）に基づく母子保健計画としても位置づけるものです。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5カ年を期間とします。

ただし、国や千葉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じた計画の見直しを行うこととします。

平成 22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 年度
しろい子どもプラン 白井市次世代育成支援行動計画（後期計画）									
					しろい子どもプラン 白井市子ども・子育て支援事業計画				

第2章 白井市の子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 白井市の概況

白井市は千葉県北西部、都心から約30kmの距離に位置しています。市の面積は35.41K㎡、周囲は34.8kmあります。

白井市は交通の便がよく、市の中央をほぼ南北に国道16号が走り、県中心部と北西部を結ぶ商工業などの動脈の拠点となっています。東西には鉄道（北総線）が横断し、都心や成田空港、羽田空港への利便性も高くなっています。

白井市は緑豊かな環境を持ち、梨の産地としても知られています。また、千葉ニュータウンの一部として人口増加が進み、自然と都市の調和がとれた生活都市として、現在も発展し続けています。

第2節 統計にみる現状

1 人口の推移

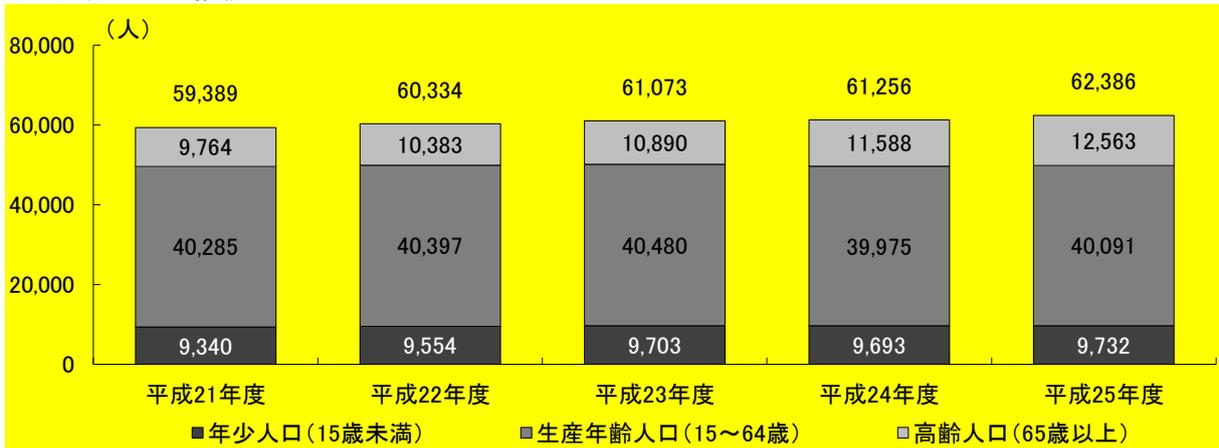
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

白井市の人口をみると、過去5年間では増加傾向にあり、平成25年度では62,386人となっています。

年齢3区分別人口（年少人口（15歳未満）人口、生産年齢人口（15～64歳）、高齢人口（65歳以上））の割合をみると、年少人口はほぼ横ばいに推移しており、平成25年度では15.6%となっています。

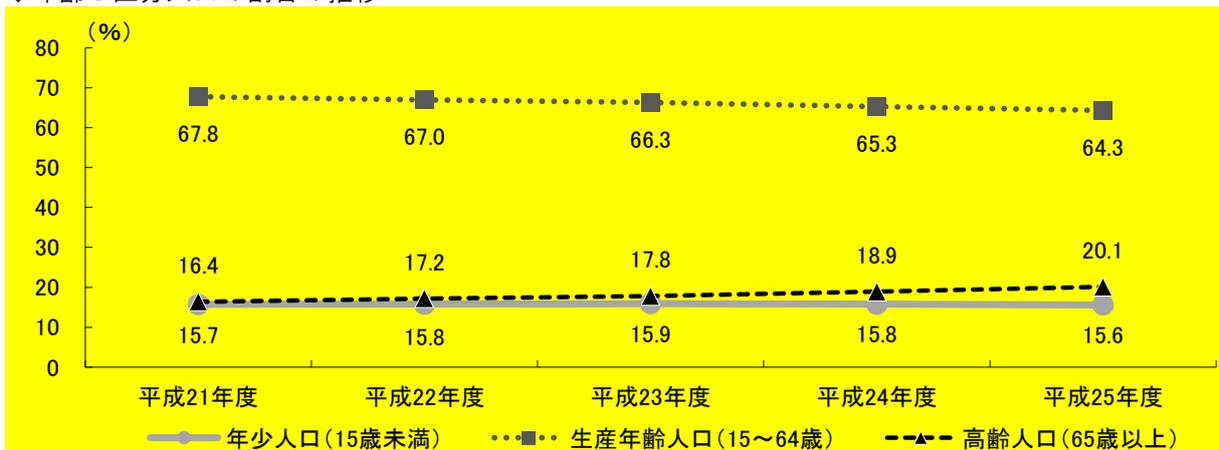
また、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢人口（65歳以上）が増加していることから、高齢化が徐々に進行していることがうかがえます。

◇3区分人口の推移



資料：住民基本台帳

◇年齢3区分人口の割合の推移



資料：住民基本台帳

(2) 0-5歳の年齢別人口の推移

0-5歳の年齢別人口の推移をみると、平成22年以降は緩やかに減少しており、平成25年度では3,729人となっています。

◇0-5歳の年齢別人口の推移

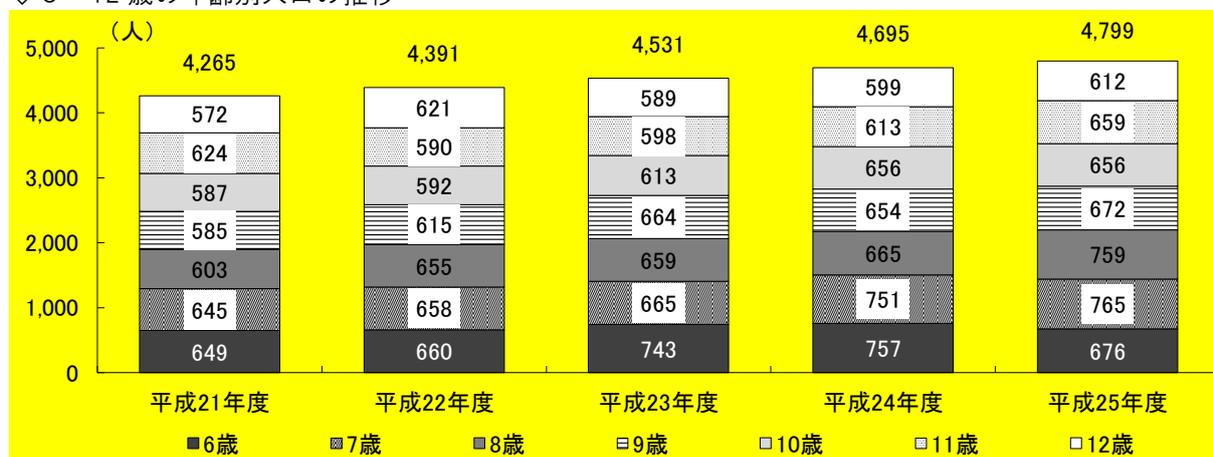


資料：住民基本台帳

(3) 6-12歳の年齢別人口の推移

6-12歳の年齢別人口の推移をみると、増加傾向にあり、平成25年度では4,799人となっています。

◇6-12歳の年齢別人口の推移



資料：住民基本台帳

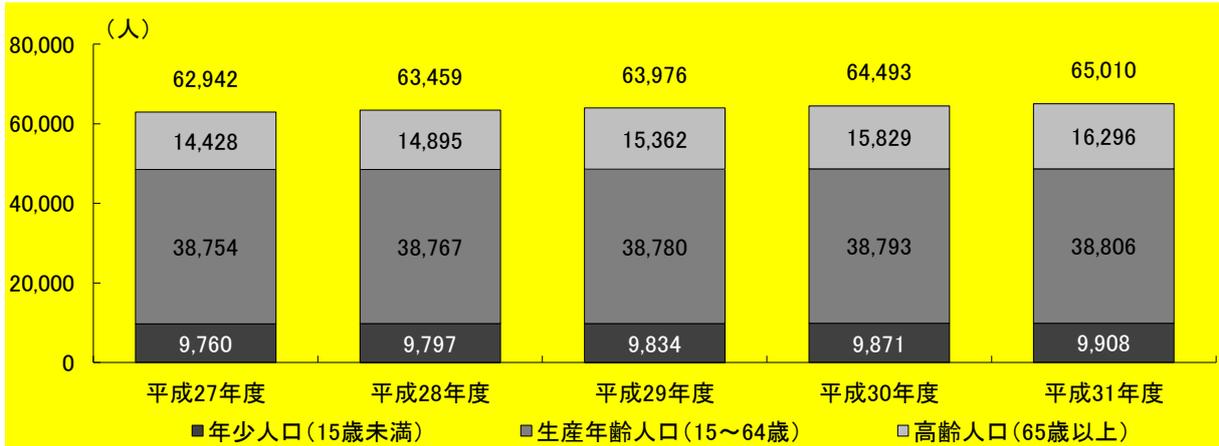
2 人口の推計

(1) 総人口・3区分人口の推計

平成31年度までの人口の推計をみると、今後も人口が増加し、平成31年度では65,010人となることが予測されます。

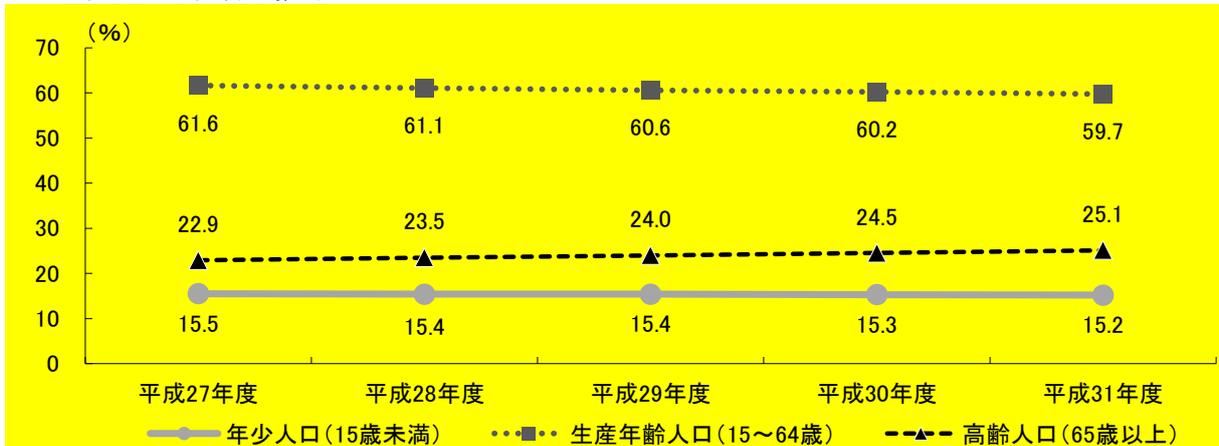
また、年少人口の割合は緩やかに減少し、高齢化率が増加することから、少子高齢化が進行していくことが考えられます。

◇ 3区分人口の推計



※市新総合計画策定にあたっての人口推計調査結果をもとに推計
(市企画政策課)

◇ 3区分人口の割合の推計



※市新総合計画策定にあたっての人口推計調査結果をもとに推計
(市企画政策課)

(2) 0-5歳の年齢別人口の推移

平成31年度までの0-5歳の人口の推計をみると、緩やかに増加し、平成31年度では3,783人となることが予測されます。

◇0-5歳の年齢別人口の割合の推計

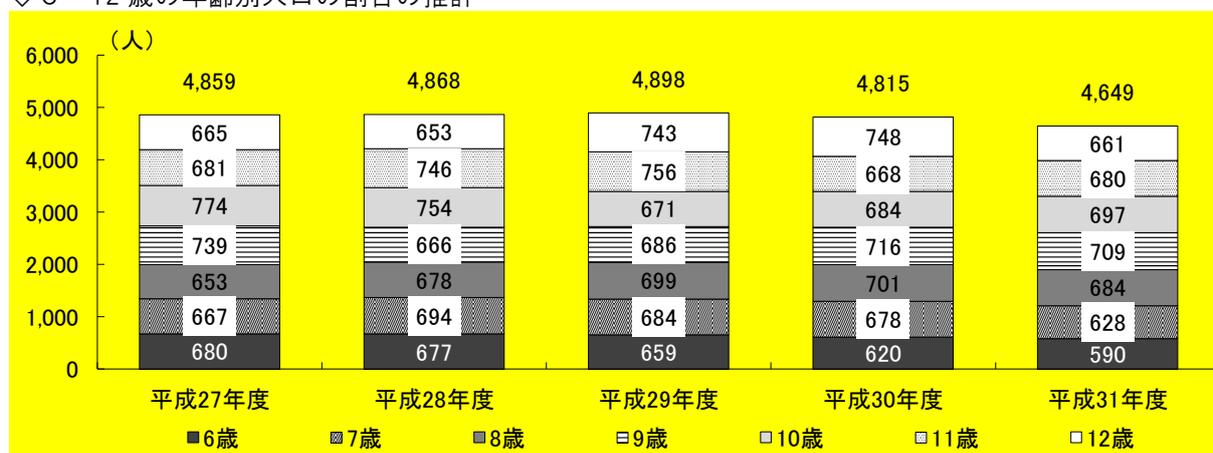


※市新総合計画策定にあたっての人口推計調査結果をもとに推計
(市企画政策課)

(3) 6-12歳の年齢別人口の推移

平成31年度までの6-12歳の人口の推計をみると、平成29年度までは緩やかに増加したのち減少し、平成31年度では4,649人となることが予測されます。

◇6-12歳の年齢別人口の割合の推計



※市新総合計画策定にあたっての人口推計調査結果をもとに推計
(市企画政策課)

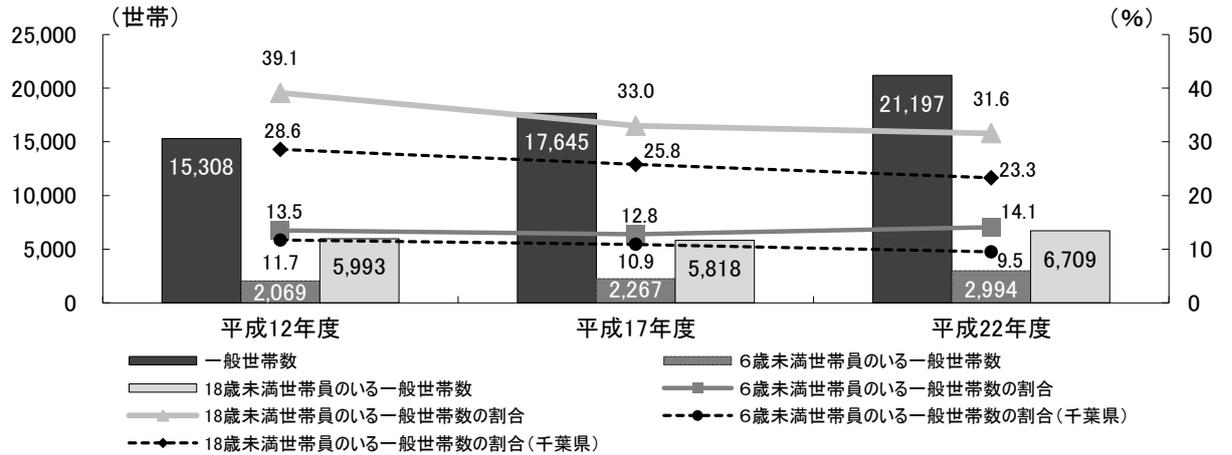
3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯の推移

一般世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、平成22年度では21,197世帯となっています。

また、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯はともに増加しており、一般世帯全体に占める割合は千葉県を上回っています。

◇一般世帯数、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員の推計

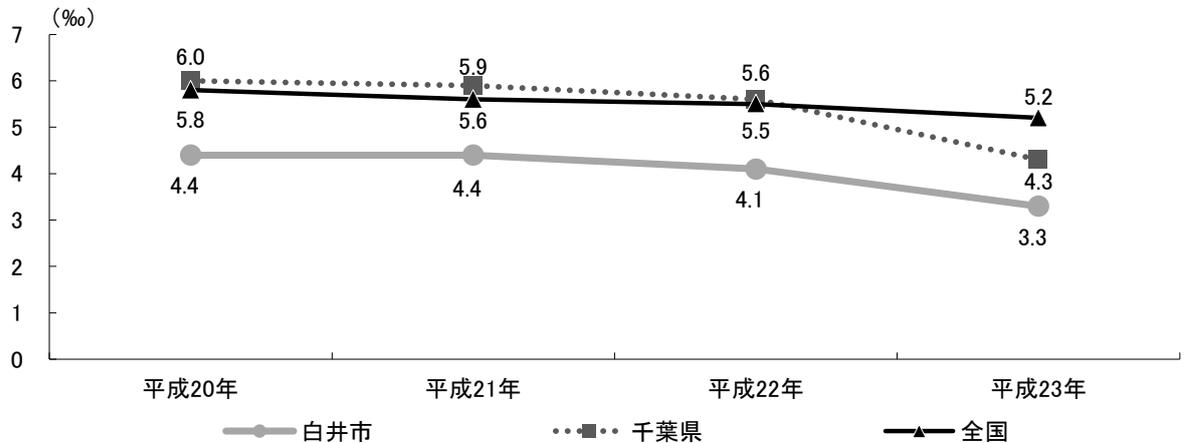


4 結婚・出産等

(1) 婚姻率の推移

婚姻率の推移をみると、減少傾向にあり、平成23年で3.3%と、全国、千葉県を下回っています。

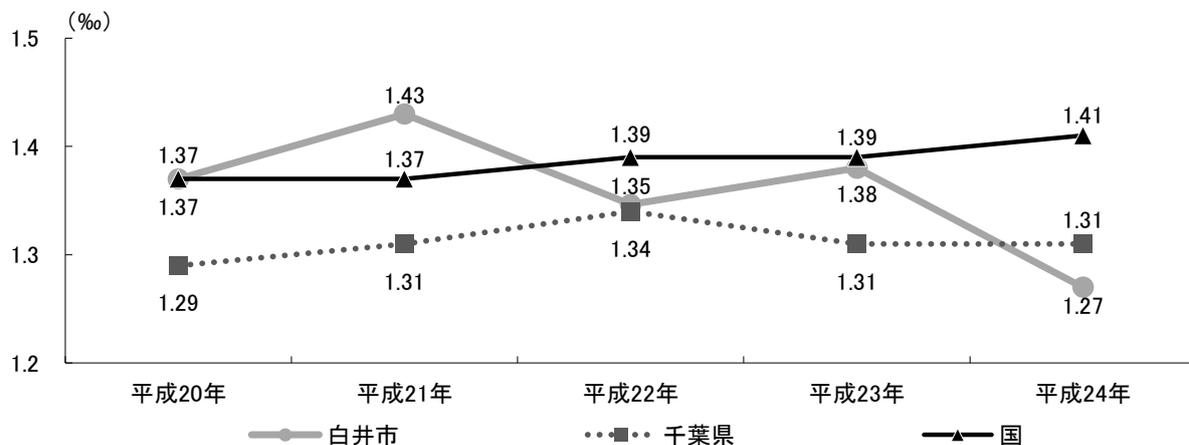
◇婚姻率の推移



(2) 出生数の推移

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら減少しており、平成24年では1.27%と国、千葉県を下回っています。

◇出生数の推移



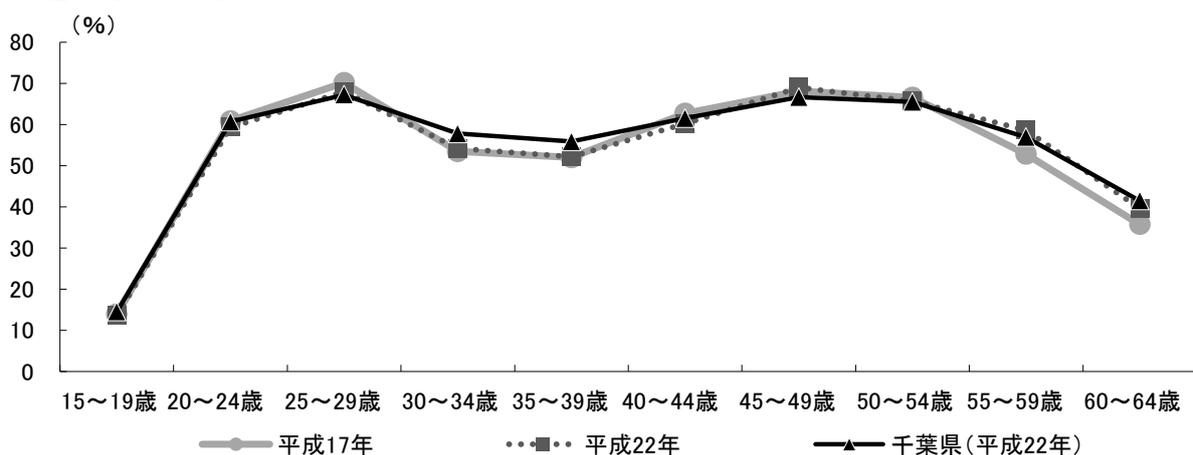
資料：指標で知る千葉県

5 就労状況

(1) 女性の就業率の推移

女性の就業率をみると、結婚・出産・子育て期に仕事を中断することによって30歳代で落ち込む「M字カーブ」を形成しています。平成22年は平成17年と比較して、ほぼ同様の落ち込みの程度となっていますが、千葉県に比べて落ち込みがやや深くなっています。

◇女性の就業率の推移



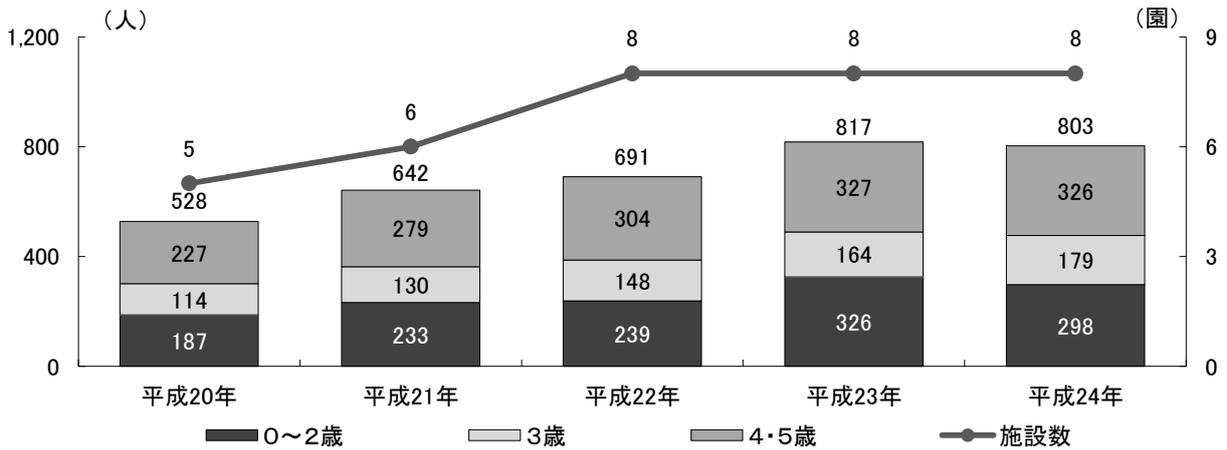
資料：国勢調査

6 幼稚園・保育園等の状況（25年度数値は、「831人」・「1297人」）

（1）年齢ごとの保育園入所者数の推移

保育園入所者数の推移をみると、平成23年までは増加傾向にあり、平成24年では横ばいに推移し、803人となっています。

◇保育園入所者数の推移

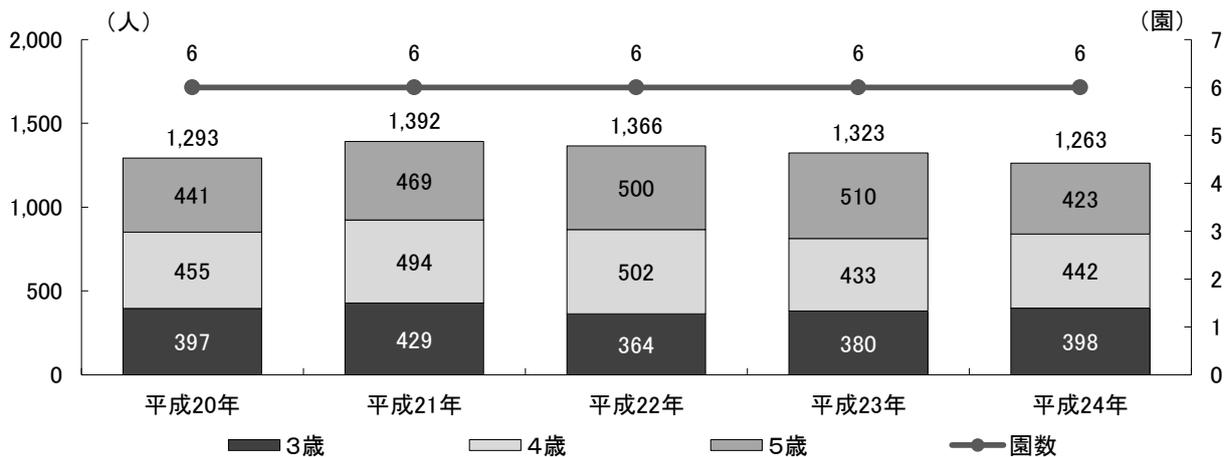


資料：学校基本調査

（2）年齢ごとの幼稚園入園数の推移

幼稚園入園数の推移をみると、平成21年以降減少傾向にあり、平成24年では1,263人となっています。

◇幼稚園入園数の推移



資料：学校基本調査

7 主な子育て支援サービス事業の状況

主な子育て支援サービス事業の状況をみると、「時間外保育事業」「放課後児童健全育成事業」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」「病後児保育事業」では、利用者が増加傾向にあります。

	対象	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
時間外保育事業	0～5歳	実人数	621	671	766	787	834
放課後児童健全育成事業	低学年	人日/週		327	345	368	385
	高学年	人日/週		69	89	116	106
地域子育て支援拠点事業	0～2歳	人回/月	7,787	7,208	8,856	8,873	8,954
一時預かり事業	0～5歳	延べ人数/年	2,871	2,584	2,610	2,661	3,844
病後児保育事業	0～5歳	延べ人数/年	21	24	4	8	11
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	低学年	人日/週	1.0	1.1	4.2	7.4	8.2
	高学年	人日/週	0.2	0.1	0.3	0.4	0.1
妊婦健康診査事業	市内の妊婦	延べ人数/年	6,837	6,136	6,056	5,276	5,222
乳児家庭全戸訪問事業	市内の乳児がいる家庭	人	555	477	512	471	445
養育支援訪問事業	養育支援を必要としている家庭	延べ人数/年	23	20	19	16	26

第3節 アンケート調査結果の概要

1 調査の目的

本調査は、平成26年度に「白井市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てをしている市民の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

2 実施概要

	1. 就学前児童調査	2. 小学校児童調査
(1) 調査対象者	市内在住の就学前の児童の保護者	市内在住の小学校の児童の保護者
(2) 調査対象者数	2,000件	1,000件
(3) 調査方法	郵送配布・郵送回収	
(4) 調査実施期間	平成25年11月7日(金)～11月25日(月)	

3 回収結果

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	2,000件	1,205件	60.3%
2. 小学校児童調査	1,000件	541件	54.1%
合計	3,000件	3,047件	58.2%

調査結果を見る際の留意点

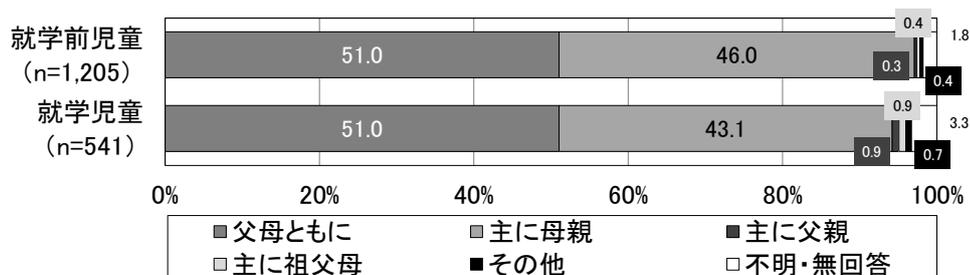
- 回答結果の割合(%)はサンプル数(集計対象者総数)に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は回答数に対する選択肢ごとの回答数のそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- グラフ及び表のn数(number of case)は、サンプル数(集計対象者総数あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数)を表しています。

4 結果概要

(1) 子育てについて

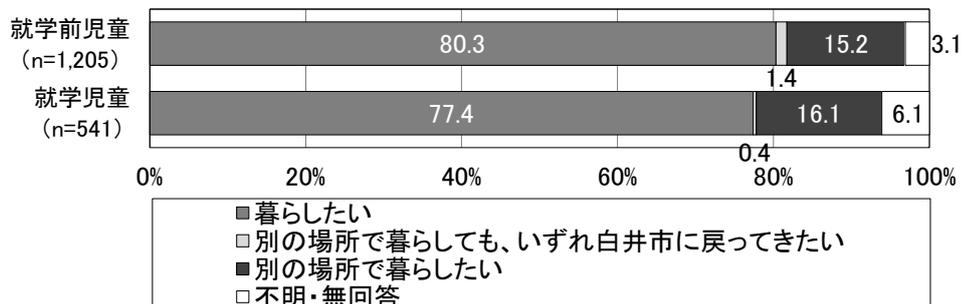
①主に子育てを行っている人

子育てを主に行っている方は、就学前児童、就学児童ともに、「父母ともに」と「主に母親」がいずれも概ね半数と多くなっています。



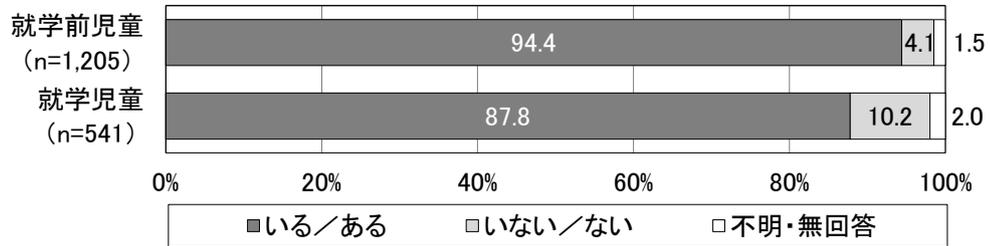
②定住意向

定住意向については、就学前児童、就学児童ともに「暮らしたい」が約8割と大半を占めています。



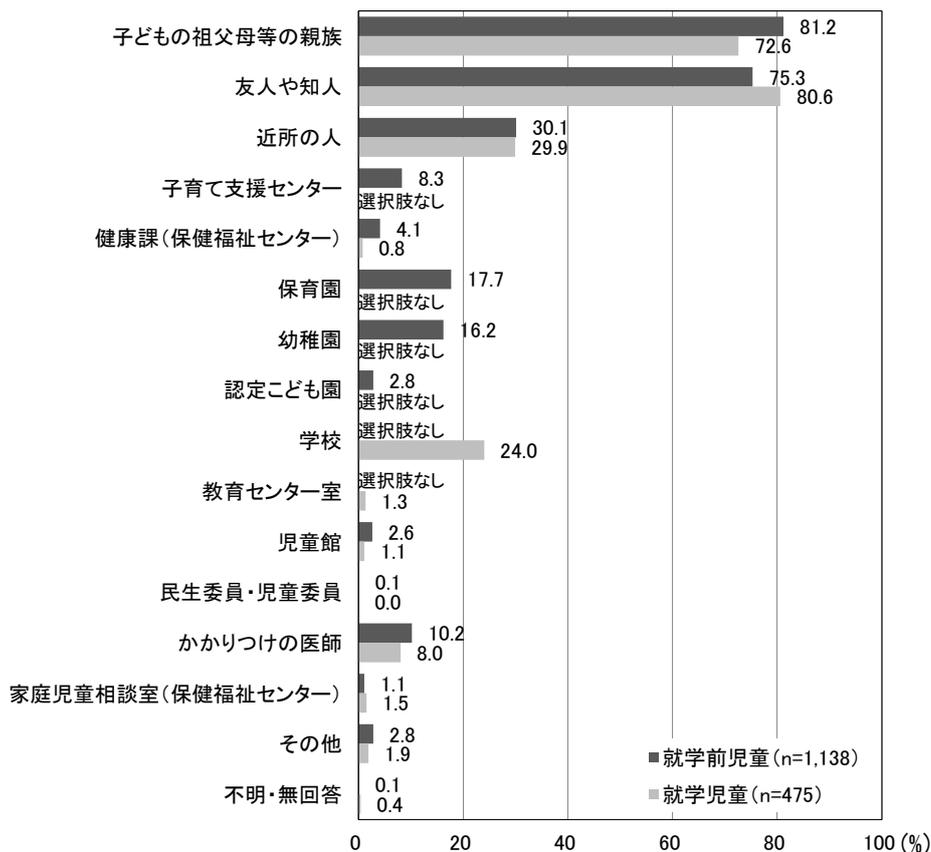
③気軽に相談できる人の有無

子育てをする上での相談相手や相談場所の有無については、就学前児童、就学児童ともに「いる／ある」が9割半ばと大半を占めています。



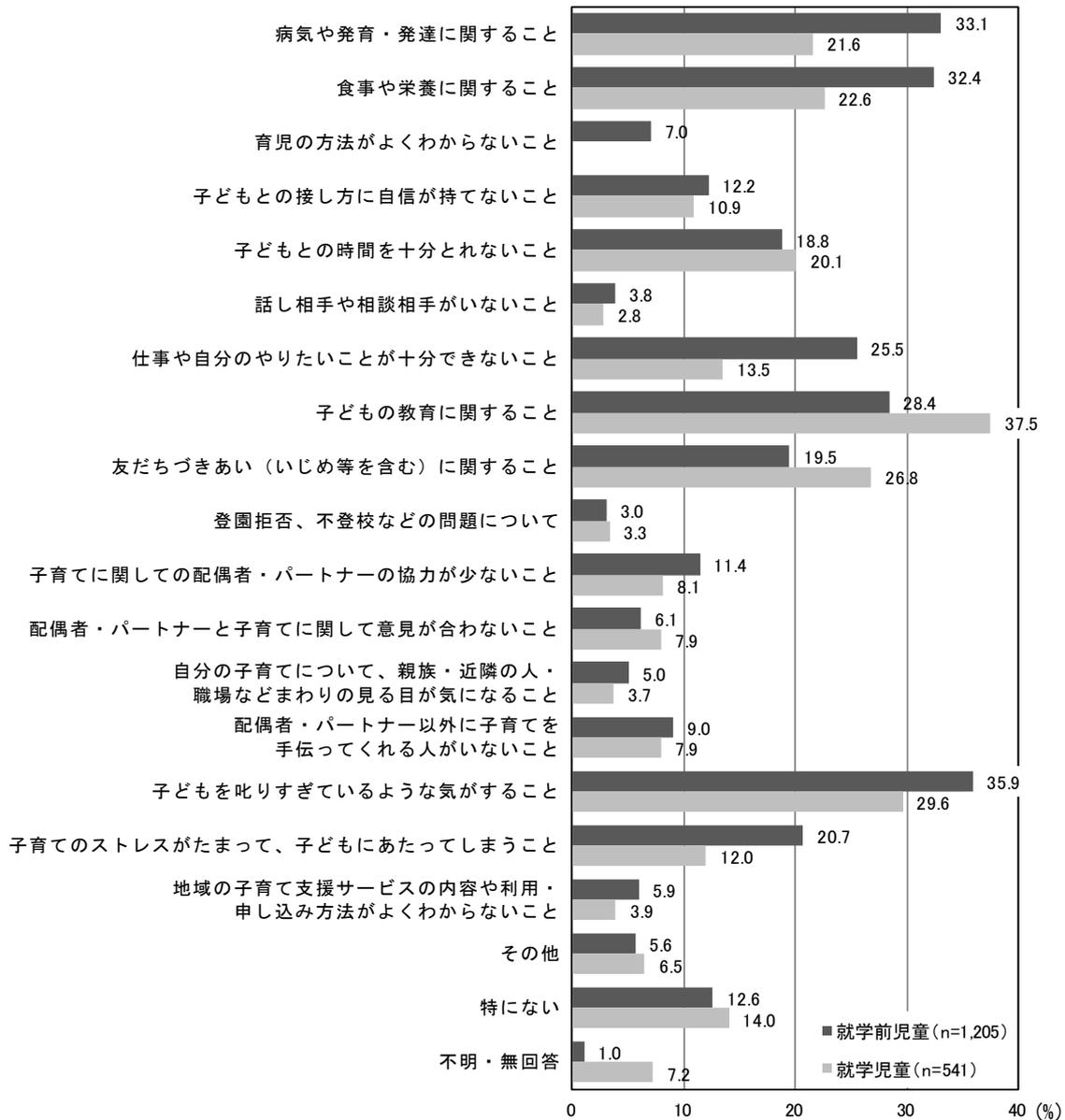
④子育てに関する相談先

子育てに関する相談先についてみると、就学前児童では、「子どもの祖父母等の親族」が81.2%で最も高く、次いで「友人や知人」が72.6%となっています。就学児童では、「友人や知人」が80.6%と最も多く、次いで「子どもの祖父母等の親族」が75.3%となっています。



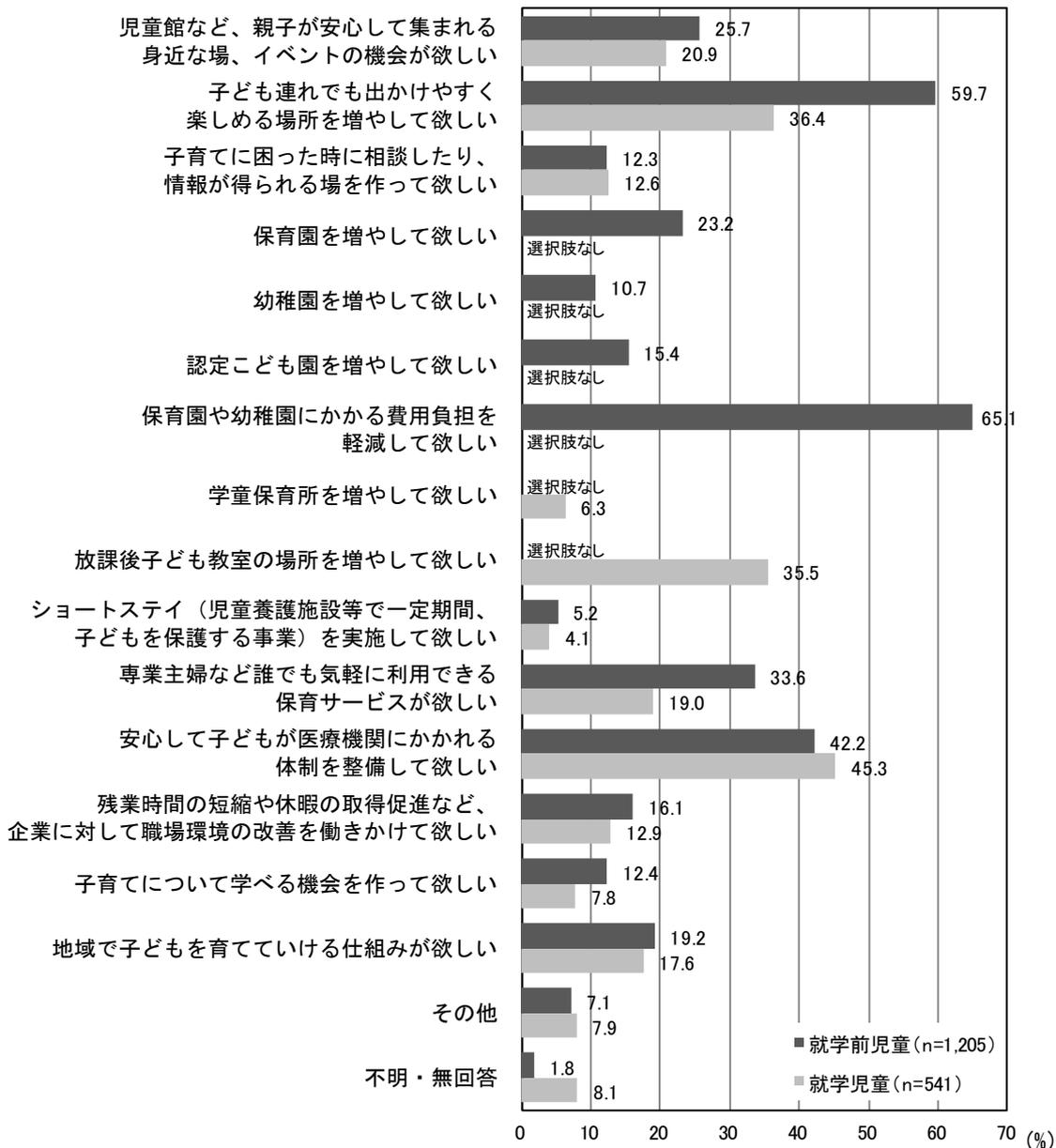
⑤子育てに関して日常悩んだり気になること

子育てに関して日常悩んだり気になることについては、就学前児童では、「子どもを叱りすぎているような気がする」と3割半ばと最も多く、次いで「病気や発育・発達に関する」、「食事や栄養に関する」となっています。また、就学児童では、「子どもの教育に関する」と3割半ばと最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関する」となっています。



⑥市に期待する子育て支援

市に期待する子育て支援については、就学前児童では、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が6割半ばと最も多く、次いで「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」となっています。就学児童では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が4割半ばと最も多く、次いで「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「放課後子ども教室の場所を増やして欲しい」となっています。

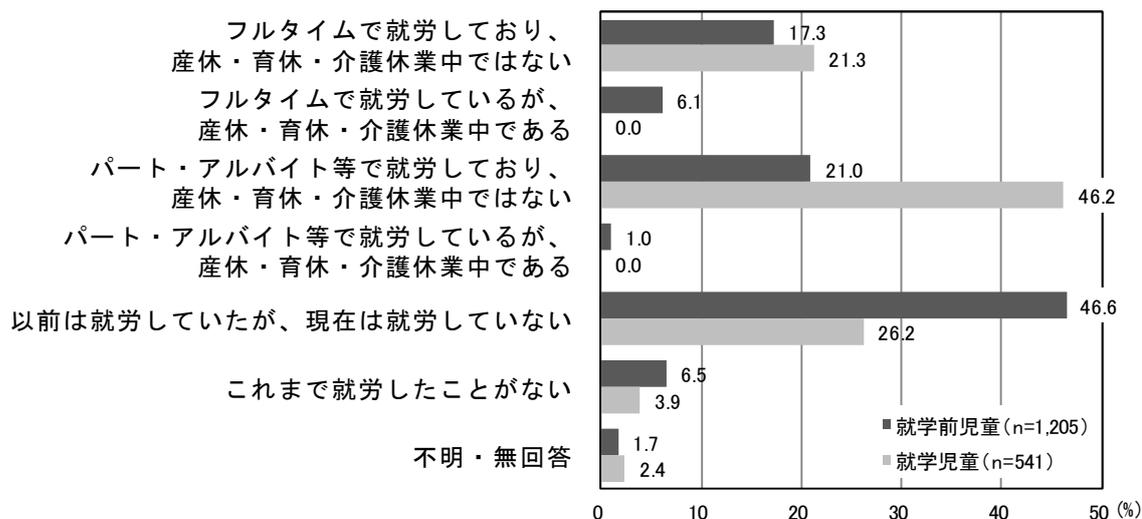


(2) 就労の状況について

①母親の就労状況

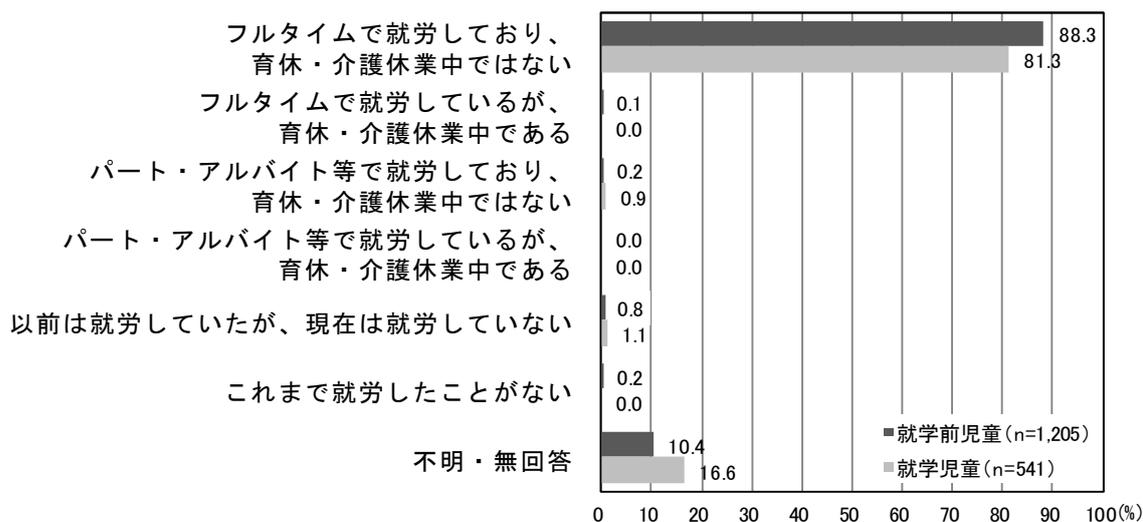
母親の就労状況についてみると、就学前児童では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が46.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.0%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が17.3%となっています。

就学児童では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.2%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.2%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.3%となっています。



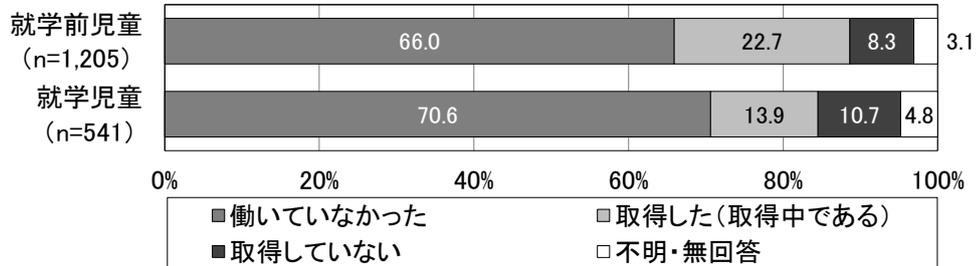
②父親の就労状況

父親の就労状況についてみると、就学前児童、就学児童ともに、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が8割以上と大半を占めています。



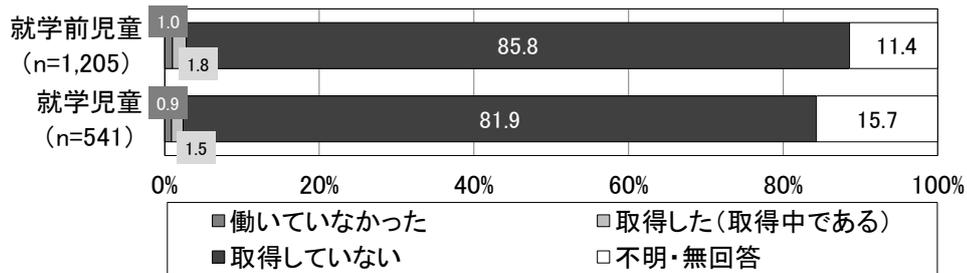
③母親の育児休業取得状況

子どもが生まれた時の母親の育児休業取得状況についてみると、就学前児童、就学児童ともに、「働いていなかった」が最も多く、「取得した(取得中である)」は、就学前児童で22.7%、就学児童で13.9%となっています。



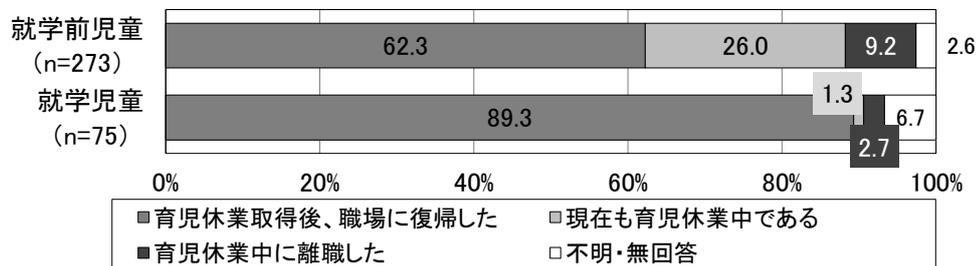
④父親の育児休業取得状況

子どもが生まれた時の父親の育児休業取得状況についてみると、「取得していない」が就学前児童、就学児童ともに8割以上と大半を占めています。



⑤母親の育児休業取得後の職場復帰

母親が育児休業取得後、職場に復帰したかについては、就学前児童、就学児童ともに、「育児休業取得後、職場に復帰した」が最も多く、とくに就学児童では約9割となっています。

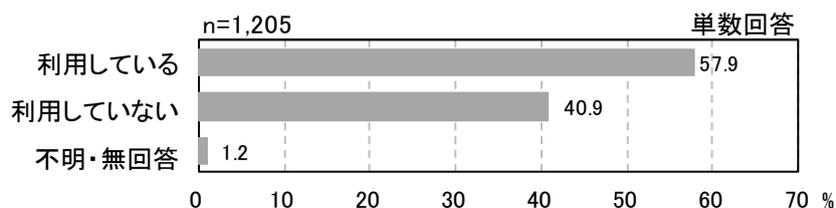


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

①平日の定期的な教育・保育のサービスの利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が 57.9%と「利用していない」の 40.9%を上回っています。

子どもの年齢別にみると、年齢とともに「利用している」人が増加し、3歳で6割、4歳以上で9割以上が「利用している」と回答しています。

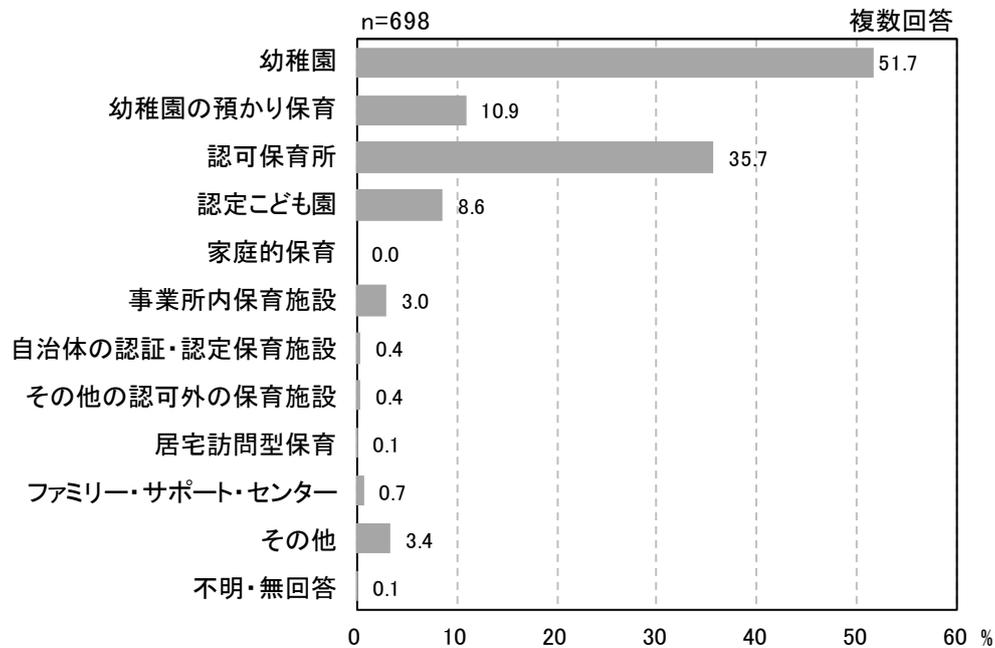


上段: 回答者 数 下段:%	n	利用 している	い 利用 してい ない	不明・無 回答
0歳	203	13	189	1
	100.0	6.4	93.1	0.5
1歳	170	41	128	1
	100.0	24.1	75.3	0.6
2歳	161	63	95	3
	100.0	39.1	59.0	1.9
3歳	194	127	65	2
	100.0	65.5	33.5	1.0
4歳	169	158	9	2
	100.0	93.5	5.3	1.2
5歳	181	176	1	4
	100.0	97.2	0.6	2.2
6歳	104	104	-	-
	100.0	100.0	-	-

②定期的に利用している教育・保育事業

定期的に利用している教育・保育事業については、「幼稚園」が51.7%と最も多く、次いで「認可保育所」が35.7%、「幼稚園の預かり保育」が10.9%となっています。

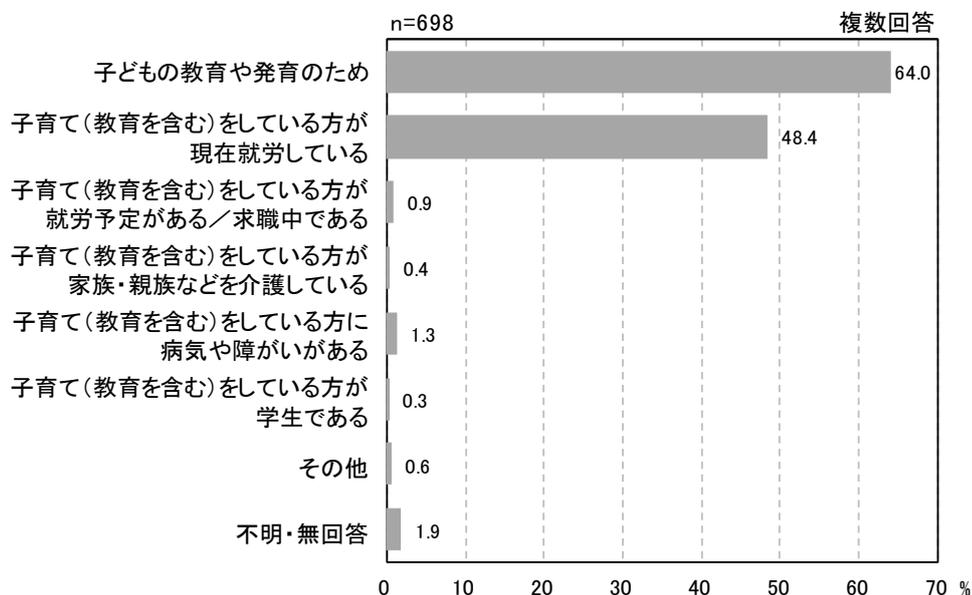
定期的に利用している教育・保育事業の内容を子どもの年齢別にみると、0～2歳までは「認可保育所」、3歳以降では「幼稚園」が多くなっています。



上段: 回答者数 下段:%	n	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	不明・無回答
0歳	13	1	1	12	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	7.7	7.7	92.3	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-
1歳	41	-	-	31	5	-	5	-	-	-	1	-	-
	100.0	-	-	75.6	12.2	-	12.2	-	-	-	2.4	-	-
2歳	63	-	-	44	8	-	6	-	1	-	1	5	-
	100.0	-	-	69.8	12.7	-	9.5	-	1.6	-	1.6	7.9	-
3歳	127	62	13	47	10	-	4	-	1	-	2	7	-
	100.0	48.8	10.2	37.0	7.9	-	3.1	-	0.8	-	1.6	5.5	-
4歳	158	100	17	47	10	-	1	1	-	-	-	8	-
	100.0	63.3	10.8	29.7	6.3	-	0.6	0.6	-	-	-	5.1	-
5歳	176	124	29	39	12	-	4	1	-	-	1	2	-
	100.0	70.5	16.5	22.2	6.8	-	2.3	0.6	-	-	0.6	1.1	-
6歳	104	66	16	24	12	-	-	1	-	1	-	2	1
	100.0	63.5	15.4	23.1	11.5	-	-	1.0	-	1.0	-	1.9	1.0

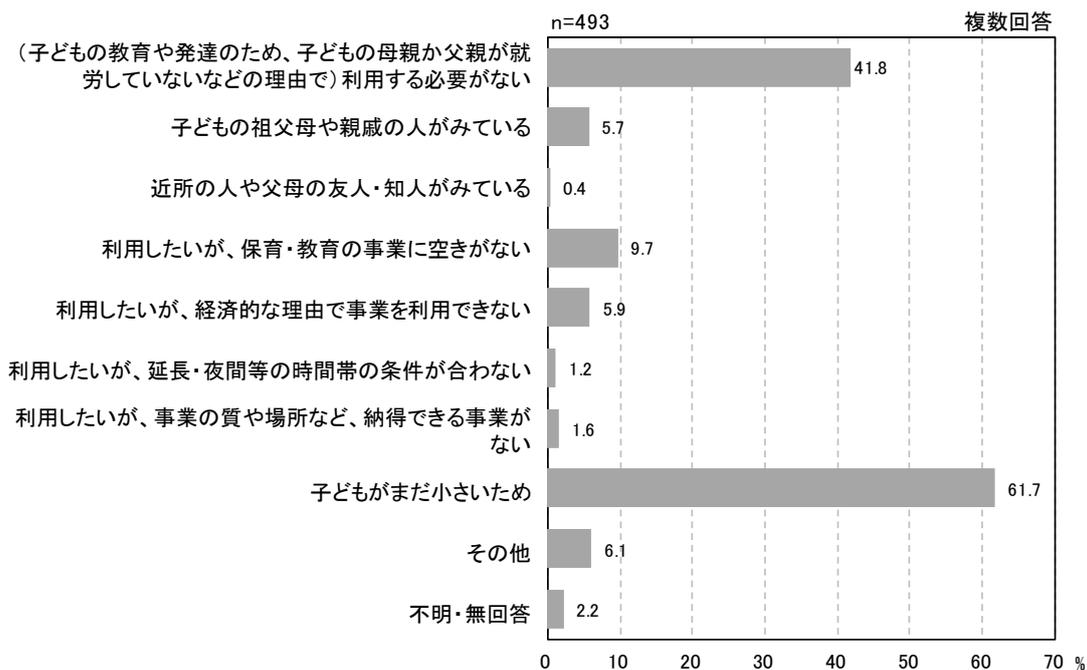
③定期的に教育・保育事業を利用している理由

定期的に教育・保育事業を利用している理由については、「子どもの教育や発育のため」が64.0%と最も多く、次いで「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が48.4%となっています。



④定期的に教育・保育事業を利用していない理由

定期的に教育・保育事業を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」が61.7%と最も多く、次いで「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない」が41.8%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が9.7%となっています。



第4節 ヒアリング調査等からみる現状

1 調査の目的

白井市では、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定にあたり、子育てに関わる事業所や団体などを対象に、教育・保育のあり方や幼保一体化に対する考え方などについて、ご意見をいただき、その内容を踏まえて計画の方向性を定めていくために実施しました。

2 調査概要

対象		調査形式	調査実施日	調査対象数
児童館利用者	西白井児童館	ヒアリング形式	平成26年5月27日	5人
	白井駅前児童館	ヒアリング形式	平成26年5月27日	8人
地域子育て支援センター利用者	清水口保育園 (スマイル)	ヒアリング形式	平成26年5月27日	6人
	南山保育園 (ふれんど)	ヒアリング形式	平成26年5月27日	7人
母子保健推進員（※市健康課同席）		ヒアリング形式	平成26年6月3日	2人
障がい児団体		アンケート調査	平成26年6月3日	1団体

3 調査結果

(1) 児童館利用者・子育て支援センター利用者【ヒアリング調査】

①施設の利用目的

児童館	子育て支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・サークルへの参加 (7件) ・子どもの友だちづくり、交流 (7件) ・子どもを遊ばせる (3件) ・母親の気分転換 (2件) ・母親どうしの交流、情報交換 (2件) ・図書館の利用 (1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを遊ばせる (5件) ・子どもの友だちづくり、交流 (3件) ・母親どうしの交流、情報交換 (3件) ・先生との交流 (1件) ・母親の気分転換 (1件)

②施設を知った、利用しようと思ったきっかけ

児童館	子育て支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・市広報 (5件) ・友人・知人の紹介 (4件) ・上の子が利用していた (2件) ・保健福祉センターの紹介 (1件) ・市実施の検診の時に案内があった (1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市HP (2件) ・口コミ (2件) ・母子手帳発行時の案内 (1件) ・通りすがりに (1件) ・チラシを見て (1件) ・マタニティクラスで (1件) ・妊娠中の市の催し (1件) ・保健福祉センターの紹介 (1件)

③施設に通う頻度

児童館	子育て支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・月2回 (サークル) のある日 (4件) ・週1回 (3件) ・不定期 (2件) ・初めてきた (1件) ・週末のみ (雨の日など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・月1～2回 (5件) ・週2～4回 (4件) ・月1回 (講座の実施時に) (1件)

④施設を利用して良かったと思うこと

児童館	子育て支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの友だちをつくれる、交流できる (5件) ・サークル等で母親どうしのつながりができる (2件) ・部屋が広く、子どもがハイハイできる (1件) ・子育ての悩みの相談ができる (1件) ・絵本やおもちゃが沢山ある (1件) ・図書館やイベントがある (1件) ・情報を手に入れることができる (1件) ・職員が在中しているので、色々なことを教えてもらえる (1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・先生に相談にのってもらえる (4件) ・母親の友達、母親どうしのつながりができる (4件) ・ストレスが解消できる (1件) ・家にはないおもちゃで、子どもが楽しく遊べる (1件) ・他の親と情報交換ができる (1件) ・同じ世代でイベントがある (1件) ・子どもが楽しそう (1件)

⑤施設を利用して改善してほしいと思うこと

児童館	子育て支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が少ない (4件) ・施設の段差の改善 (2件) ・施設の改装 (2件) ・床が固い (2件) ・搾乳室の設置 (1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開放時間の延長 (2件) ・身体を動かすプログラムがあるとよい (1件) ・人が多い (1件) ・大きい子どもがいる (1件) ・スペースが狭い (1件) ・専用のトイレがあるとよい (1件) ・もう少し催しがあるとよい (1件) ・入口がわかりづらい (1件)

⑥白井市でも取り入れたほうがいいと思う他市にある施設やサービス

児童館	子育て支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市では子どもを遊ばせる施設が多い (1件) ・船橋市で市内の体育館等で産後の母親の体操教室を実施している (1件) ・調布市にはオーディオルーム等がある施設がある (1件) ・予防接種のお知らせのハガキを出してほしい (1件) ・白井市は子育て支援サービスが充実している (4件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間通して週3回程度子どもを預けられるような施設 (1件) ・小さな子どもを遊ばせる公園 (1件) ・白井市は子育て支援サービスが充実している (2件)

⑦白井市と鎌ヶ谷市との共同による鎌ヶ谷総合病院での病後児保育の認知度と利用意向

児童館	子育て支援センター
<p>【病後児保育実施の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知っていた (2件) ・知らなかった (6件) <p>【今後の利用意向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に利用したい (3件) ・保育園や幼稚園に入るようになったら使いたい (2件) ・使わせたい。自分でみるより安心である (2件) ・登録済だが、利用したことはない。空きがなく利用できなかった。(1件) 	<p>【病後児保育実施の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知っていた (2件) ・知らなかった (7件) <p>【今後の利用意向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に利用したい (3件) ・働くことになれば使いたい (2件) ・保育園や幼稚園に入るようになったら使いたい (2件) ・登録済だが、利用したことはない。空きがなく利用できなかった。(1件)

⑧「子育てがしやすい白井市」となるためには、特にどのようなことが必要だと思いませんか。
 (子どもには、他にどのような施設・場があれば利用するか。保護者には、子育て環境をめぐる課題点、改善点など)

児童館	子育て支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ベリーフィールドに児童館等の施設を設置して欲しい。(ベビーカーで移動できる施設がない) (3件) ・小児科の夜間救急の実施 (2件) ・土曜、日曜保育、一時保育増やしてほしい (1件) ・0歳保育を増やしてほしい (1件) ・歩道の安全の確保 (1件) ・広報に載らないイベントもあるので、もっと情報を発信してほしい (1件) ・路上喫煙の禁止 (1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園が入りやすくなるとよい (2件) ・公立幼稚園の設置 (1件) ・カフェ等の飲食店の実施 (1件) ・ボールで遊ぶことができる公園 (2件) ・子どもを遊ばせながら親同士が遊ぶことができる場 (1件) ・北総線の電車代の値下げ (1件) ・駐車場問題の解消 (1件) ・医療費の無料化 (1件)

(2) 母子保健推進員【ヒアリング調査】

①推進員の方の経験年数等

- ・経験年数5年2ヶ月と4年2ヶ月の方。
- ・白井市の母子保健推進員としては、2年ごとに更新を行う。現在約30名が登録している。

②訪問事業の中で、母親から挙げられる不安の声や困っていること

- ・子育て（乳幼児）について（夜泣きが多い、体重は適正か、母乳は足りているか など）
- ・上の子の心配について（育て方、保育所に入所できるか など）

③各事業の状況と困っていることや課題と感ずること

●おめでとう訪問

- ・引っ越してきたばかりで表札を掲げていない世帯や地図に載っていない新しい建物が多く、訪問先を見つけるのが困難な場合がある。
- ・母親が日中働いていることが多く、電話で連絡をとることも難しくなっている。
- ・推進員の登録者を中学校区ごとに割り振っており、人が足りないところについては、別の学区から来てもらうこともあったが、登録者も増え、一人あたりの負担は減ってきている。

●健診未受診者訪問

- ・そもそも、健診にきていただけていない方の理由として、働いていて子どもを連れていく時間がない、保育園で実施しているものを受けている、長期で海外にいるため受けられないという理由がある。
- ・訪問時に不在の時でも、ポストに手紙を残す等をして、半分ぐらいは受けに来てもらうことができ、最終的に受診率はほぼ100%となっている。
- ・母親の中には話を聞いてほしい人が、大人と話すことができる時間がない、友人・知人がいないので話をすることができないため、訪問すると喜ばれるときがある。

●「マタニティ&ベビーサロンいっぽいっぽ」等の催し

- ・2ヶ月ごとに年6回実施しており、25～30名程度の参加者がある。対象は市内在住の生後2～4ヶ月の子どもとその親になるが、市外の方や4ヶ月以降の子どもも要望があれば受け入れており、柔軟に対応している。
- ・回数を増やしていくことは大変だが、要望があれば、検討していきたい。子育て支援センターから先生が来てくれることもあり、ノウハウの共有などを行っている。

④白井市が子どもを産み、育てやすいまちとなるため必要だと思うこと

- ・保育園の預かり時間が短い、保育士が不足していることは、母親達の中から不安としてあがってくる。
- ・子どもがボールで遊ぶことができる公園が少ない、小さい公園はあるが、遊んでいる子どもはあまり見かけない。放課後の校庭の開放があってもいいのではないかと。
- ・休日は市外の大型の商業施設に行き、そこで子どもを遊ばせておく親も多い。
- ・小さい子どもを対象にした遊び場が少ない。
- ・小児医療、夜間・休日医療の充実が必要である。他市の病院も車がないと行きづらい。

(3) 障がい児団体調査【アンケート調査】

①白井市の子育て支援制度やサービス、子どもたちを取り巻く環境をみて、よいと思うところや、改善すべきと思うところ

<よいと思うところ>

- ・支援サービスとしてはファミリー・サポート・センター、児童館、子育て支援センター、こども発達センターの充実など利用できるサービスが多い。
- ・障がいがあっても、センターやデイサービスで、とてもよくみてもらっている。
- ・こども発達センターの先生方のレベルの高さ、療育の質の良さ等、内容が充実している。
- ・自然がいっぱいの中で子育てができる。

<改善すべきと思うところ>

- ・利用できるサービスは多いが、障がい児が利用できるのかというと、まだまだ難しい所がある。障がい児サービスの利用人数も増えているので、教職員を増やして就学後も長い目で手厚い療育をしてほしい。
- ・未就学児に対して、こども発達センター以外の療育環境、就園への支援を考慮して頂きたい。
- ・制度の種類や受け方がわかりづらい。受ける事の出来る制度が有ったとしてもそこに辿り着きづらい。
- ・障がいのある子どもが保育園や幼稚園に入園するのが大変。学校(支援学校の高等部など)を卒業した後、地域で生活できる場所の不安。施設や作業所グループホームなどもっと増えて欲しいが、親が立ち上げるしかないのが現状。
- ・保育園・幼稚園への障がい児の入園が難しく、なかなか許可がおりなかった。

②日ごらの活動を通じて、保護者の方から寄せられる要望や意見

<市行政や子育てをめぐる環境全般について>

- ・放課後等デイサービスを利用してはいるが、利用者負担額が所得によって違う。また、負担額の段階の区切りが大きすぎる。
- ・教育関係者の方々にもう少し障がいについて、また、障がい児・障がい児をもつ家族について、親身に考え、ご理解頂けると心強い。
- ・就園、就学の時期に来た時、各園や学校の障がい者に対する窓口を広くして欲しい。
- ・子どもの数の増加に環境整備が追い付いていない。

<障がい児施策に対して>

- ・こども発達センターの先生の不足、行く回数が少ない利用者が増えているので、施設を大きくしてほしい。
- ・こども発達センターをもう少しフォローする体制は取れないか。現場の意見をもっと組織に活用してほしい。
- ・保育園や幼稚園で先生にもっと障がいについての知識を身につけてもらいたい。
- ・就学児の放課後支援のようなサービスが、未就学児には無いので、未就学児も受けられるような保育サービス、日中の活動支援などが欲しい。

③ふだん、障がいに関する事で悩みがある場合に多くとられる対応、その際に困ること

<福祉や保育に関する事で>

- ・幼稚園の先生には、保育してほしい事を伝えている。園でも、いろんな先生に障がいがあることを理解してほしい。
- ・日常の子育てに行き詰まり、疲れたときに気楽に相談、手助けを求める場がない、またはわからない。

<医療に関する事で>

- ・障がい児をキチンと見てくれる所が少ない。病院を探すのが一苦労、電話で聞いたりするのですが、看板などに障がい児を診察してすすみたい案内があると助かる。小児神経の先生がいないので他市の病院まで行っている。小児科もまだ少ない。
- ・こども発達センターの先生に相談して、病院などを教えてもらっている。病院は予約を取ったり、遠くまで行く事になる。
- ・発達外来、心理発達相談時に患者さんが多く、予約が取りにくくなったり、予約を取っても待ち時間が長くて、子どもが大荒れしてしまう。
- ・白井市に小児神経医がほしい。離れた病院に行かなければならない。

<学校・教育に関する事で>

- ・障がい児には加配をつける事が多く、加配がないためにふつうの子が先に入園してしまう。
- ・発達センターの先生や支援学校の先生に相談しやすい。
- ・グレーゾーンの子の行き場に困る。
- ・特別支援学校までとても遠く、通っている子どもも負担が多い。

<その他生活全般で>

- ・こども発達センターの先生に相談する事が多い。
- ・児童デイサービスや学校と家庭で連絡をとりつつ相談していく。

④白井市で子育てをするうえで現在不足していると考える情報

- ・障がい児が利用できるサービス、医療機関、イベントの一覧表。
- ・わからないサービスが多いので、発達センターで、説明会などをしてほしい。
- ・学校だけでなく家庭へ直接連絡が来るシステムがほしい。
- ・支援学級の保護者に義務教育卒業後の進路の情報がなかなか入らない。

⑤白井市で現在不足していると感じるサービス・事業

- ・市で年齢や障がいの程度などに関係ない親の交流の場を作ってほしい。
- ・放課後等デイサービス、日中一時支援などの充実を図ってほしい。
- ・障がい児とふつうの子の交流を積極的に行ってほしい。
- ・療育環境に限られている。また、限られた環境に増加する利用者で希望通りにならない。
- ・こども発達センターの事業が、定員を超えているため、センターのフォローがほしい。

第5節 白井市における子ども・子育てを取り巻く課題

1 母子、乳児および幼児等の健康の確保および増進について

近年では、少子化や核家族化の進行、地域連帯感の希薄化、共働き世帯の増加、生活習慣や価値観の変化等を背景に、母親の育児不安や児童虐待、不妊症など、母子を取り巻く新たな健康課題も生じてきています。

本市では、母子保健推進員による、産婦や乳児への訪問指導のほか、妊娠届時や母子健康手帳交付時における面接指導等を行っており、発達への不安や養育能力が不足している母親などのケースに対応しています。

今後、白井市を「子どもを産み、育てたいまち」としていくために、引き続き、母子保健推進員を中心に母子の健康維持の支援に努める必要があります。

2 地域における子育ての支援について

女性の社会進出が進み、保育の必要性は高くなっています。一方、アンケート調査結果からは、保育園利用の方の中にも教育を受けさせたいという意向があることから、保護者の保育・教育に対するニーズの多様化がうかがえます。

今後、様々な保育・教育へのニーズに対応するため、預かり保育などの保育サービスの一層の充実と、病児保育の実施や認定こども園化など新しい取組みへの検討を通じ、子育て家庭を支援していくことが必要です。

また、親が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長していくためには、地域での支えが重要となります。現在白井市では、児童館や地域子育て支援センター等において、親子で交流が図られていますが、情報が不十分という声もあり、情報提供体制を強化し、また、子育て中の親や家庭が、地域で孤立することなく、交流機会を持つことを促進することが求められています。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備について

子育て家庭の支援につて、就学時の支援も重要となります。白井市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童を対象とした学童保育にもニーズがあり、今後、多様な方法での子どもの放課後の居場所づくりが重要となります。

また、アンケートの自由回答でも挙げられるように、子どもたちの外遊びが減少し、自然や地域との交わり、他者との交流が希薄になっている状況があります。このような中で、年齢に応じた子ども同士の居場所や豊かな人間性を育むための様々な体験機会を拡充していく必要があります。

4 職業生活と家庭生活との両立の推進について

父親と比較して母親の方が子育てに専念している家庭が多く、就労状況についても母親の方が就労日数や時間が少ない状況がうかがえます。一方で、今後フルタイムへの転換希望や就労希望のある母親がいることや、父親が育児休業を取りづらい状況がうかがえます。

また、仕事と子育ての両立で大変なこととしては、自分や子どもが病気になったときの対応や、残業や休日出勤が多いことが挙げられており、今後は、それぞれの家庭の状況、希望に応じて、地域や企業の理解を得ながら、母親・父親ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりが求められています。

5 子どもの安全の確保について

近年の情報化の進展によるスマートフォンやインターネット等の普及などにより、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる不安や危険性が身近に潜んでいます。

本市では、地域の子どもたちの安全と安心を守るため、「白井市防犯ニュース」等による防犯意識の啓発を目的としたリーフレットの作成や、地域による見守り活動等、子どもの安全確保の取り組みを進めています。また、子どもや子育て家庭が安全かつ快適に過ごせる道路環境や公共施設、公園等の充実についても、継続して行っています。

アンケート調査結果によると、自由回答において、子育て環境についての要望が多く、「ベビーカーでも歩きやすい歩道の整備」、「街灯の設置」「どの年代の子どもでも安心して遊べる場所」、など声が多く挙がっています。

そのため、白井市に住む家庭、親子ともにこの地域に愛着を持ち、いずれは家族を築いていけるよう、子どもや子育て家庭が、安全・安心かつ快適に生活できる持続可能なまちづくりを行っていくことが求められます。

6 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進について

アンケート調査結果では、子育てにおける悩みについて、いじめ等を含む子どもの友達づきあいや、しつけ等の子どもへの接し方が高く、子どもの不登校・非行や児童虐待の問題への不安が多くなっています。

今後、ひとり親家庭や障がいのある子どもやその家庭など、支援を必要とする家庭や子どもに対してきめ細やかな支援を行うとともに、児童虐待やいじめ等を防止・早期発見するため、学校等に配置されている相談員や関係機関等が情報の共有や連携を強化し、要支援家庭のためのネットワークを構築していくことが重要です。

また、近年、発達障害等に関する理解と周知が進みつつある一方で、特に乳幼児期においては、保護者が子どもの発達に関して不安を感じやすいため、きめ細かな相談支援が求められています。さらに、教育・保育については、利用できるサービスに制限があるという声もあげられています。

すべての子どもの健やかな育ちを確保するためには、今後もこども発達センター等の拠点を活用するとともに、関係各課および関係機関の連携を一層強化し、特別な配慮や支援を必要とする子どもを早期発見及び一貫した支援を行う仕組みづくりが求められます。

第3章 計画の基本理念および施策の展開

第1節 めざすまちの姿（目標）

本市では、平成17年に「しろい子どもプラン 次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年に「しろい子どもプラン 次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、めざすまちの姿を「子どもが笑顔で暮らせるまち」としていました。

また、白井市第4次総合計画では、「市民と築く安心で健康なまち しろい」を市の将来像としながら、「つなげよう！人と笑顔 地域の輪」をサブスローガンに掲げ、子どもから大人まで、まちのいたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちづくりを推進してきました。

子どもは、将来の白井市を担う大切な宝であり、**白井市**でいつまでも笑顔で暮らせることは、今後少子高齢化が進行していくなかで、白井市の将来のためにも非常に重要なこととなります。

そのため、本計画におけるめざすまちの姿を白井市第4次総合計画に沿いながら、これまでの計画を踏襲し、下記のように定めます。

■しろい子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画）におけるめざすまちの姿

子どもが笑顔で暮らせるまち

めざすまちの姿（目標）

将来的な少子高齢化が見込まれる中で、この計画期間中では、宅地開発等による子どもの増加に対応しながら、保育サービスや子育て支援を充実させるとともに、白井市において安心して子どもを産み、育てていける環境づくりに取り組んでいきます。さらに、子どもや親自身の人間としての成長が期待できる社会の実現をめざします。

目標にある「笑顔」の中には、「誰もがその人なりに元気でいられること」「障害があってもなくても一人ひとりが大切にされていること」「子どもの夢を育むことのできる社会であること」等の願いが込められています。

第2節 計画の体系（案）



第3節 重点的取り組み

①子どもの権利を守ります。

一人ひとりの子どもがいきいきと育つよう、子どもの権利を守ります。

②子どもが安心して医療にかかれる体制を充実させます。

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、乳幼児以外にも対象を拡大した医療費の助成を行います。

③子どもが安心して過ごせる場所を確保し、充実させます。

乳幼児から中高生までの幅広い年齢の子どもたちが安心して過ごせる場所（児童館、公民館など）を確保し、充実させます。

④子育てについての必要な情報が行き届くよう、悩みや不安を和らげ、ふれあいの場を提供します。

子育て支援センターやつどいの広場などさまざまな場所を通じて、育児の悩みや不安の相談を行うなど、子育て仲間をつくるきっかけづくりをします。また、子育て世帯と地域住民との交流を働きかけます。

⑤親子が互いに学び、育てあえる環境づくりを支援します。

地域での親子のふれあいや学びを通じ、親として、次代の親として、人間形成の場づくりを支援します。

⑥食育の推進を行います。

乳幼児期、**幼稚園**、保育園、学校といった子どものライフステージごとに、食を通じた子どもたちの健やかな育ちを支援します。

第4章 基本施策の展開

基本施策1 母子、乳児および幼児等の健康の確保および増進

取り組みの方向性

(1) 子どもと母親の健康づくり支援

子どもと母親の健康づくりのために、国が示す「健やか親子 21」を受け具体的な目標値を設定するとともに、妊娠期から継続した育児支援を展開し健康診査や相談事業の充実を図ります。

①妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

no	項目	概要	担当課等
	妊娠届出書提出時の母子健康手帳の交付と保健指導	母子健康手帳交付時に、保健師が、妊婦の健康状態の把握や妊娠初期のからだの変化などについて保健指導を実施する。	健康課
	マタニティ向け講座の実施	妊婦に妊娠・出産に関する知識を提供や妊婦同士の交流等を目的に、『子育て応援講座』『マタニティカフェ・プレ☆パパマスクール』『マタニティコンサート+α』等妊婦やその家族を対象としたイベント・講座を実施する。	健康課
	妊婦健診	妊娠中の異常の早期発見・早期対応のため、各契約医療機関において健診を実施する。	健康課
	妊婦健診助成事業	妊娠中の健康管理の向上と安全な妊娠出産、また経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担を行う。	健康課
	訪問指導	妊娠・出産・育児などに対する不安の軽減、疾病の予防により、健康の保持・増進を図るため、専門職が家庭を訪問し、保健指導を行う。	健康課
	ヘルパー派遣	妊娠期や母親が病気等により日常生活に支障が生じる場合に、ヘルパーを派遣する。	児童家庭課

②乳幼児と母子の健康の確保

no	項目	概要	担当課等
	新生児訪問	生後28日以内の母子に対する育児不安の解消と保健指導を行うために、助産師、保健師が希望者宅に訪問する。	健康課
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる世帯に母子保健推進員または保健師が訪問し、乳児および保護者の子育て状況の把握、子育て情報の提供をし、子育ての孤立化を防ぎ、虐待予防を図る。	健康課
	乳児健診	成長・発育の確認と疾病の早期発見・早期対応のため、委託医療機関において健診を実施する。	健康課
	乳児育児相談	心身の発育・発達を確認し、相談により育児不安の解消を図る。	健康課
	乳児事故防止のための啓発	母子健康手帳の交付時および4か月育児相談や児童館における保健師の相談時に、事故防止の啓発を行う。	健康課
	9か月からの食育教室	乳幼児期の食生活や口腔衛生習慣確立支援のため、栄養士や歯科衛生士等による講話や相談を行う。	健康課
	幼児健康診査	成長・発育の確認と障害の早期発見や育児不安の解消を図る。	健康課
	発達相談	心理発達相談員による、子どもの発達に関する相談を実施する。	健康課
	2歳児歯科健診	乳歯むし歯の早期発見のため、2歳6か月児を対象に、歯科健診を実施する。また、希望者にはむし歯の予防処置としてフッ素を塗布する。	健康課
	こども発達センター事業	発達障害のある児童または発達に支援を要する児童とその保護者に対し、日常生活の指導や相談などを行う。	児童家庭課
	予防接種事業	予防接種法による定期予防接種を実施する。	健康課
	アレルギー予防のための啓発活動	各健診等の保健事業を通じ、パンフレットを用いてアレルギー予防を啓発する。	健康課
	乳幼児期の食生活改善事業	育児相談等の保健事業や児童館等主催事業を通じ、発達段階に応じた食生活の支援を行う。	健康課
	歯科保健指導	児童館や保育園などで、幼児あるいは保護者に対する歯科保健教育や相談を実施する。	健康課
	母子保健推進員活動	健診未受診者などを対象に、各種母子保健事業の紹介などを行い、地域への保健サービスの浸透を図る。	健康課

(2) 小児医療の充実

地域で安心して子育てができるよう、どこでも適切な医療サービスを受けられるよう、小児救急医療体制の充実に努めます。

no	項目	概要	担当課等
	乳幼児・小学生医療費	保護者の経済的負担の軽減を図るため、支給対象年齢を拡大し、乳幼児・小学生・ 中学生 の医療費を助成する。	健康課
	休日・夜間診療の推進 (小児初期急病診療の実施)	印旛市郡小児初期急病診療所や印旛郡市広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業を推進するため、支援を行う。また、小児初期急病診療所のPRに努める。	健康課
	子ども健康相談	市保健福祉センターや電話による、子どもの健康や育児不安などについての相談を実施する。	健康課
	病後児保育の実施	子どもが病気の回復期にあつて、保育所等での保育が困難な期間、病院に併設の施設で子どもの保育を行う。	児童家庭課
	医療機関情報の提供	医療機関ガイド(ヘルスマップ)、健康カレンダー、暮らしの便利帳、ホームページなどにより、医療機関の情報を提供する。	健康課
	小児科の誘致に対する支援	近隣市町村において新たに小児科のある総合病院が建設される際に、年間365日24時間診療体制の支援を検討する。	健康課

基本施策2 地域における子育ての支援

取り組みの方向性

(1) 子育て支援サービスの充実

利用者のニーズに応じ幼稚園、保育所(園)、認定こども園の整備、拡充を進めるとともに、保育園の子育てにおける専門的な機能を活かし、地域との交流事業を推進して、地域の子育て力の向上に努めるとともに、幼稚園・学校等との連携を進めます。

また、誰もが必要な子育てサービスを受けることができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減するための助成を行います。

①教育・保育昨日の整備・拡充

no	項目	概要	担当課等
	公立保育園での一時保育事業の実施	保護者の病気や仕事の都合等により、一時的に保育が必要になった場合に、公立保育園で保育を行う。	児童家庭課
	幼稚園就園児家庭への補助	幼稚園就園児家庭を対象に、幼稚園就園のための補助を行う。	児童家庭課
	保育園・幼稚園での食育推進	楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う食育を推進する。	児童家庭課
	公立保育園での乳幼児保育の実施	生後57日目からの保育を、公立保育園で実施する	児童家庭課
	延長保育事業	保育認定を受けた子どもを、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園や認定こども園等において保育を実施する。	児童家庭課
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。	児童家庭課

②経済的支援

no	項目	概要	担当課等
	手数料減免事業	児童手当・児童扶養手当の申請における税務証明手数料を減免し、公的扶助を受ける者の負担の軽減を図る。	課税課
	教育資金利子補給金交付事業	日本政策金融公庫等から教育資金の融資を受け、高校・大学等に入学、在学する本人またはその家族を対象に、返済利子の3分の2相当額を補給する。	教育総務課
	ファミリーサポートセンター利用料金の検討	低所得者に対する補助や兄弟での利用料金等について、検討する。	児童家庭課
	各種申請手続の見直し	可能な限り各種手続がより簡便となるよう、見直しを行う。	関係各課
	手続受付時間の見直し	各種申請書等の手続を受理するにあたり、保護者が働いていることを前提に休日夜間の受付時間を検討する。	関係各課
	手続方法等変更に関する要望の提出	国や県の事業等に対する市民の要望について、各機関へ要望書を提出する。	関係各課

(2) 子育て家庭と地域のつながり

身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。また、各種子育て支援サービスの充実を図り、市広報紙やインターネットなど各種の情報媒体を活用した情報提供を進めます。

市、子育て経験者、子育て支援サークル、NPO等が連携・協力し、子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。

①子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

no	項目	概要	担当課等
	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施・NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合いを推進する。	児童家庭課
	総合相談窓口機能の充実	保健と福祉に係る総合相談窓口として個別相談を行い、保健・福祉に関する情報の収集、管理、提供や連絡調整を行う。	保健福祉相談室
	こころの相談	専門医や精神保健福祉士による心の健康についての相談を実施する。	保健福祉相談室
	母子自立支援員による相談	母子家庭等の生活や就労、子育ての相談についての支援・助言を行う。	児童家庭課
	就学相談の実施	一人ひとりの障害、適性に応じた教育ができるよう、相談体制を整備し、適切な就学指導を行う。	学校教育課
	福祉施設サービス苦情解決制度	苦情解決に公平性・中立性を確保し、客観的な視点から利用者の立場に適した対応を図るため、第三者相談員による相談を行う。	保健福祉相談室
	子育て相談窓口	家庭児童相談室において、子育てに関する相談を受け、関連機関と連携して、問題解決に向けた支援を行う。また、子育てに関する情報提供を行う。	保健福祉相談室
	家庭教育啓発事業	国発行の家庭教育手帳と白井市独自の啓発リーフレットを乳幼児、小中学生の保護者に配布し、家庭における教育の重要性について啓発する。	生涯学習課
	子育て支援の情報提供	さまざまな子育て支援情報を収集し、提供する。また、子育て支援ガイドブックの発行やホームページの開設など、情報提供の方法を工夫する。	保健福祉相談室
	子ども施策の情報の共有	市民参加による子ども関連事業を実施するため、市民・市民活動団体・市との情報を共有する仕組みの検討を行う。	市民参加推進課
	サービスコーディネーター	子育て支援センター、保育園、児童館等において、各種保育サービスの利用についてコーディネートができる体制をつくる。	児童家庭課

②子育て家庭や地域との交流の促進

no	項目	概要	担当課等
	子育てサークル支援事業	子育てで不安を抱えやすい家族を対象に、育児不安の軽減や母子の孤立を防ぐため、仲間づくりの場を提供し、サークル立ち上げの支援を行う。	健康課
	子育て親子のたまり場事業	子育て親子が気軽に集い、交流を図れるたまり場として、児童館での活動の場を提供する。	児童家庭課 (児童館)
	ふれあい事業	お年寄りと児童などの異年齢の交流や親睦を図る。また、地域の古きよき伝統文化を学び伝える。	児童家庭課 (児童館)
	市民参加による身近な公園管理の推進	身近な公園の住民管理(ゴミ拾いや除草作業の自治会等への委託)を推進し、世代を超えた地域の新たなコミュニティの形成を促す。	都市計画課
	総合型地域スポーツクラブ	市民一人ひとりが、スポーツ活動や文化活動をそれぞれの地域の中で育て、日常生活の中に定着させることにより、地域コミュニティの活性化を促す。	生涯学習課
	世代間交流の啓発	関係各課および関係団体とのネットワーク会議を設置し、児童の健全育成に取り組んでいる市民団体に対し、世代間交流の啓発を行う。	児童家庭課
	ボランティア育成事業支援	社会福祉協議会が行う保育ボランティア養成講座および育児をしている人を対象としたベビーマッサージ講習会の開催、また、育児の悩み事などの解決を図るため、育児ボランティアグループやファミリーサポートセンターが開催する交流会の実施を支援し、ボランティア意識の拡大と参加の活発化を促す。	社会福祉課
	「星を見る会」ボランティア	文化センター事業の実施にあたり、星に興味のあるボランティアによる運営のサポートを行う。	文化課(プラネタリウム)
	ボランティア活動の充実	房総アドベンチャーなどにおいて、ボランティアの募集を行う。	生涯学習課
	ファミリーサポートセンター事業の実施	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人をつなぐことにより、育児に困った場合の柔軟なサポートをする。	児童家庭課
	親子教室	親子のコミュニケーションづくりを支援する。また、地域とのつながりを深め、仲間づくりを促す。	児童家庭課 (児童館)

基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

取り組みの方向性

(1) 子どもの居場所・体験機会の提供

児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます。

①放課後児童対策の充実

no	項目	概要	担当課等
	学童保育所の充実	学童保育所の運営形態について調査研究し、保育環境の整備を図る。また、学童保育所を計画的に整備する。	児童家庭課
	学童保育料の助成	生活保護法による被保護世帯および住民税非課税世帯を対象に、学童保育料の一部を助成する。	児童家庭課
	放課後子ども教室の充実	学校の空き教室等にて、学習アドバイザーや地域の方の協力を得ながら、学習を中心にした様々な体験活動や交流活動を実施する。	教育委員会

「放課後子ども総合プラン」について

共働き家庭等において、子どもが保育園から小学校に進学する際、預けられる時間が短くなることにより、直面する社会的な問題を、「小1の壁」といいます。

子どもについては、家で一人で過ごす時間が増え、安全面や精神面での影響が懸念されています。両親（特に母親）については、子どもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られるケースが多く見られます。

安全・安心な放課後等の居場所の確保については、全国的に早急な整備が求められているのが現状です。

国においては、共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図り、次代に担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備を目的として、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備を進めるための「放課後子ども総合プラン」が平成26年7月に策定されました。

市町村においても、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備することが求められています。

白井市では、放課後児童クラブの開所時間を保育園と同等の19時までとするなどして、「小1の壁」の解消を図ってきました。今後、多様化する各家庭のニーズに対応し、市内の児童の安全・安心な居場所の確保と多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するため次の通り整備方針を定めました。

白井市「放課後子ども総合プラン」

～放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備方針等～

市町村が取り組むべき項目	白井市の方針
①放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量	※支援事業計画部分と整合性をとった数値を設定します
②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について、小学校区内でそれぞれが交流・連携を図ることで一体型の事業展開に努め、放課後の子どもの多様な活動・学習機会の充実や居場所づくりにつなげます。
③放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画	子どもたちの安全・安心な居場所の確保、学習や体験・交流活動の提供のために、コーディネーター等や地域団体と協力しながら、放課後子ども教室の整備・拡充に努めます。
④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	小学校や幼稚園・保育園をはじめ、それらの近隣の公共施設なども含めて実施可能な場の把握を行い、新たな活動の場の必要性も含め、一体的な提供体制の在り方について協議していきます。
⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	共働き家庭を含むすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等の状況の把握に努め、活用方法を検討します。
⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に向けて、市教育委員会と市児童家庭課で積極的な情報交換・共有を行います。
⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	白井市では、放課後児童クラブの開所時間を保育園の同等の 19 時までとしています。今後も保護者のニーズの把握や保護者との協議の上、適切な開所時間の設定を検討します。
⑧地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施に関する検討の場（運営協議会等）について	新たな放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討を進める場として、市教育委員会と市児童家庭課が連携し、「運営委員会」の設置を検討します。

②子どもの居場所・遊び場づくり

no	項目	概要	担当課等
	図書館子どもサービスの充実	図書館の利用促進および読書普及を図るため、子どもを対象とした集会行事や推薦図書の展示等を行う。	児童家庭課
	児童館事業の充実	児童に健全な遊びの機会と場所を提供する。また、中高生向け事業の充実を図る。	学校教育課
	学校図書館等の教育機関との連携	学校および教育機関の学習支援や読書普及のため、団体貸出資料の配達および学校図書館担当者との連絡会議等を行い、連携を図る。	児童家庭課
	子どもの遊び場の整備	既存遊具の改修を行い、遊び場の環境整備に努める。	児童家庭課

③地域や学校での多様な体験活動の場の提供

no	項目	概要	担当課等
	青少年国際交流事業	青少年の国際的視野を広め、国際交流推進の担い手となる人材を育成するために、中学生等のホームステイによる受け入れ・派遣を行う。	学校教育課
	立春式事業	中学2年生を対象に、職業体験、体験学習、記念文集、式典などを通じ、社会の一員としての自覚や将来に対する夢を育む。	生涯学習課
	体験学習事業	生活体験や自然体験など、地域の中での学習機会を通じて、青少年の健やかな心と体、さらには、生きる力を育成する。	生涯学習課
	スポーツ少年団等への支援	スポーツ少年団や子ども会などの青少年団体を育成し、活動の支援を行う。	生涯学習課
	青少年相談員事業	青少年相談員が、地域における子どもの身近な相談相手となるように、青少年を対象とした事業などを開催する。	生涯学習課

(2) 子どもの悩みや不登校などへの対応

教育や心身の発達に関する悩み、いじめ、非行、虐待等の問題に対応するため、学校・教育センター等における相談体制を充実するとともに、各種相談事業との連携を図ります。

①各種子ども相談事業の充実

no	項目	概要	担当課等
	子ども自身が相談できる体制の整備	家庭児童相談室やほっとハート(主任児童委員による相談)において、子ども自身が相談できる窓口を確保する。	保健福祉相談室
	スクールカウンセラーの全中学校区への配置	各中学校区にカウンセラーを配属し、そのカウンセラーは、学区内の小学校も担当し、教員とも連携しながら教育相談活動を行う。	児童家庭課
	適応指導教室	学校に不適應を起こしている児童・生徒に対し、学校への復帰を促すための指導支援を行う。	学校教育課 (教育センター一室)

②思春期の子どもに対する保健教育の充実

no	項目	概要	担当課等
	教職員の性教育に関する啓発	すべての教職員を対象に、性教育等に関する情報の提供を行う。	学校教育課
	幼児期からの性(生)教育の取組み	3歳児健診の際に、将来の思春期保健に繋がる性教育に関する情報を提供するとともに、幼児期から、性(生)に対する教育を行う。	健康課

(3) 学校・家庭・地域の連携の推進

地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、学校と地域が連携し、多様な経験を持つ人や地域の活動団体等との交流を進めます。

①個性豊かな学校づくり

no	項目	概要	担当課等
	小・中学校体育施設開放事業	学校の体育施設(校庭、体育館など)や設備を、学校教育に支障のない範囲で市民に開放する。	生涯学習課
	赤ちゃんとふれあう機会の提供	保育園や児童館において中高生などのボランティアの受け入れを行い、赤ちゃんとふれあう機会を提供し、子育てへの抵抗感を和らげる。また、妊娠中のお母さんと赤ちゃんとふれあい事業を実施する。	児童家庭課
	情報教育の推進	情報教育に係る環境の整備を図り、ITコーディネーターを派遣し、児童・生徒のコンピューター操作技術の向上を図	学校教育課

		るとともに、インターネットや携帯電話等の危険性についての啓発を併せて行う。	
	教職員研修の実施	教師の児童・生徒理解の資質向上をめざし、市内小・中学校の教員を対象に、研修会を実施する。	学校教育課 (教育センター一室)
	幼稚園・保育園・小学校連絡会議	小学校入学にあたり、学校生活に円滑に適応できるように、各園・各校での指導の様子や配慮の必要な子どもについての情報交換を行う。	学校教育課
	個別支援学級の開設および介助員の配置	地域の学校に通いたい、通わせたいという児童・生徒・保護者の要望に応じるため、必要に応じて個別支援学級を開設し、個に応じた支援の充実を図る。	学校教育課
	小・中学校改修事業の実施	校舎および体育館などの改修において、耐震補強およびバリアフリー化を優先して進める。	教育総務課
	少人数指導等補助教員配置事業	個に応じたきめ細やかな指導を行うため、補助教員を配置する。	学校教育課
	小・中学校部活サポート事業	専門的な指導力を備えた指導者を必要とする小・中学校を対象に、部活サポーターを派遣する。	学校教育課

②家庭や地域の教育力の向上

no	項目	概要	担当課等
	学習拠点化の推進	小学生などを対象に、天体観望会やスター・キッズ・クラブなどのイベントを開催し、星の世界を身近に感じる機会を提供する。	文化課(プラネタリウム)
	環境学習の推進	子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に環境学習や実践活動が展開できるよう支援する。	環境課

基本施策4 職業生活と家庭生活との両立の推進

取り組みの方向性

(1) 多様な働き方の啓発

事業主や勤労者、市民に対して、広報紙やインターネットによる広報等による働きかけや啓発活動に努めます。

また、男女共同参画意識の啓発を図るとともに、男性の子育てなどへの関わりを促進する事業に取り組みます。

no	項目	概要	担当課等
	意識啓発の推進	女性の生き方や女性に対して、家事、育児、介護を両性で担えるよう、広報紙などにおいて意識啓発・情報提供を行う。	企画政策課
	性別にとらわれない資料づくりの推進	計画書や刊行物等を発行する際、記事内容の表現方法に配慮し、性別役割分担意識を身につけてしまわないよう促していく。	企画政策課
	各種制度の利用促進のための啓発	労働基準法や育児・介護休業法など、仕事と家庭の両立を支援するための制度の利用を促進するため、事業主に対する啓発を行う。	商工振興課
	父親の育児参加についての啓発	母子手帳交付などの際に、「父子手帳」を配布し、父親の育児参加の啓発を行う。	健康課
	父親参加型事業の実施	保育参観など、子育て支援センターにおいて、父親と子どもを対象とした事業を実施する。	児童家庭課

(2) 就労支援と再就職のための支援

出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、情報提供や相談事業を実施します。

no	項目	概要	担当課等
	労働相談	雇用に伴うトラブルに悩む労働者・使用者のための個別労働相談を実施する。	商工振興課
	女性の再就職への研修事業(ReBe ワークセミナー)	再就職に関する基礎知識の習得と情報提供を行う。	商工振興課

基本施策5 子どもの安全の確保

取り組みの方向性

(1) 安全な道路交通環境の整備・充実

子どもや子ども連れの親等が安全・安心して通行することができるよう、歩道の整備等、生活道路における道路環境の整備を進めるとともに、交通集団の充実を図ります。

no	項目	概要	担当課等
	道路環境整備事業	道路照明や障害者用施設等の道路環境を整備し、安全で良好な景観等を備えた親しみやすい道路づくりを推進する。	建設課
	交通安全教室の開催	保育園・幼稚園・小学校・中学校において、交通安全教室を開催し、交通安全思想の普及を図る。	市民安全課
	バス輸送の充実	公共施設等への移動手段として市内循環バスを運行するとともに、路線バスと連携した輸送の充実を図る。	企画政策課

(2) 子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域の環境を整備するとともに、防犯意識の啓発を図ります。

no	項目	概要	担当課等
	防犯灯整備事業	各地区、自治会等からの要望に基づき、防犯灯の整備を実施する。	市民安全課
	防犯パトロールの実施	防犯指導員と自治会等の協力により、パトロールを実施する。	市民安全課
	防犯リーフレットの作成・普及	「白井市防犯ニュース」等防犯意識の啓発を目的としたリーフレットを作成、自治会を通じた配布・回覧を行い、犯罪に巻き込まれない意識の高揚を図る。	市民安全課
	防犯体制の仕組みづくり	市が各自治会等と意見交換を行い、地域の課題を共有し、防犯体制の仕組みづくりについて検討する。	市民安全課 市民活動支援課

(3) 暮らしやすい住宅環境の整備の推進

子育て家庭が暮らしやすい住宅建築へのアドバイスや、広くゆとりのある住宅の確保に関する環境整備を進めます。

no	項目	概要	担当課等
	住宅・住環境の整備	ニュータウン事業者に対し、白井市まちづくり条例に基づいた良質な住宅の供給を要請する。また、民間開発事業者に対し、市開発事業指導基準に従い、指導する。	都市計画課
	公共施設のバリアフリー	公共施設において、ベビーカーをもち込め、乳幼児を連れた男性も使いやすいトイレの整備、分煙など、子育てに配慮した施設の整備を推進する(オムツ交換台、ベビーベッド、ベビーチェアの設置など)。	関係各課
	緑地の整備・推進	保全緑地の指定などを通じ、白井市の豊富で美しい緑を将来的に残すとともに、増やす。	都市計画課
	上下水道の整備	安全で安定した水を供給するため、配水管工事の推進を図る	上下水道課

基本施策6 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

取り組みの方向性

(1) 困難を抱える子どもや家庭への支援

障がい児の子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、障がい児をもつ家庭での子育て負担の軽減を図ります。また、様々な困難を抱える子どもや家庭への経済的支援を図ります。

①障がい児の発達支援の拡充

no	項目	概要	担当課等
	発達相談	心理発達相談員による、子どもの発達に関する相談を実施する。	健康課
	こども発達センター事業	発達障害のある児童または発達に支援を要する児童とその保護者に対し、日常生活の指導や相談などを行う。	児童家庭課
	障害者(児)への各種福祉サービス事業	手話通訳者の派遣や障害者(児)の短期入所、更生事業など各種福祉サービスを行い、在宅者の福祉の向上を図る。	社会福祉課
	養護学校児童の放課後対策の充実	小・中学生に対する各種健診・検査により、早期発見および早期治療を行い、健康な生活ができるよう支援する。	社会福祉課
	障害者(児)への各種助成事業	障害者(児)に対し、医療費や施設通所にかかる交通費、日常生活用具等の購入費の助成を行い、負担を軽減する。	社会福祉課
	心身障害者(児)一時介護料助成	心身障害者(児)が一時的に有料で介護を受けた場合に、その費用の全部または一部を助成する。	社会福祉課

②経済的支援の充実

no	項目	概要	担当課等
	ひとり親家庭の医療費助成	母子・父子家庭の親およびその児童の通院、入院または調剤にかかる保険分医療費の自己負担分の一部を助成する。	児童家庭課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の保護者が病気等により日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事援助や子どもの保育を行う。	児童家庭課
	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母が就職や職業能力向上に必要な技術修得のために、講座を受講する場合の受講費用等の一部助成や、資格取得のために2年以上養成機関で修業する場合の生活費の一部助成を行う。	児童家庭課

(2) 子どもの権利擁護・虐待防止

子ども一人ひとりの権利を守り育むため、児童の権利擁護の推進を図ります。

また、市の児童虐待防止の体制を整備し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との協力体制の充実に努めます。

①子どもの権利の擁護

no	項目	概要	担当課等
	人権啓発事業	中学生を対象とした人権作文コンテストの実施や小学生を対象とした人権標語の募集、また、人権啓発パンフレットの作成等を通じて、人権に対する正しい知識の普及と意識の高揚を図る。	企画政策課
	人権相談	人権擁護委員による相談会を、市役所などにおいて、月1回実施する。	企画政策課

②児童虐待防止対策の拡充

no	項目	概要	担当課等
	児童虐待防止事業の充実	子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭への支援事業の充実を図り、児童虐待防止に努める。	保健福祉相談室 関係各課
	児童虐待防止ネットワーク会議の設置	児童虐待問題に対する早期発見・早期対応を促進するため、福祉、保健、医療、教育、警察など日頃子どもに接する機会の多い関係機関が連携した、ネットワークを活用する。	保健福祉相談室 関係各課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育の提供区域の設定

本計画では、ニーズ調査結果をもとに、国の指針に沿って5年の計画期間（平成27年度から平成31年度）における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」である「量の見込み」の把握を行っています。また、この「量の見込み」をベースに、市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。また提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

白井市では、ニーズ調査から算出されたニーズ量から小学校区等の複数区域を想定した場合、各区域内におけるニーズや施設配置に差が大きく、調整が困難となることを見込まれます。一方、提供区域を市域全体とした場合、潜在ニーズ等を加味した上でも必要量と供給量が現在の施設定員で十分な対応が可能です。

そのため、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況など、市の実情を総合的に勘案した結果、白井市では、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

「量の見込み」「確保方策」の考え方

○量の見込み

「量の見込み」とは、幼稚園や保育園、延長保育や一時保育、学童クラブなどについて、将来必要となる利用人数を見込むことです。

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する、「市町村子ども・子育て支援事業計画」については、教育・保育提供区域ごとに、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み（ニーズ量）」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

「量の見込み」を算出するためには、国から示された計算方法を基本としながら、将来の子ども数の推計結果と、子育て家庭の教育・保育事業の利用状況や利用意向を用いて見込みを行います。

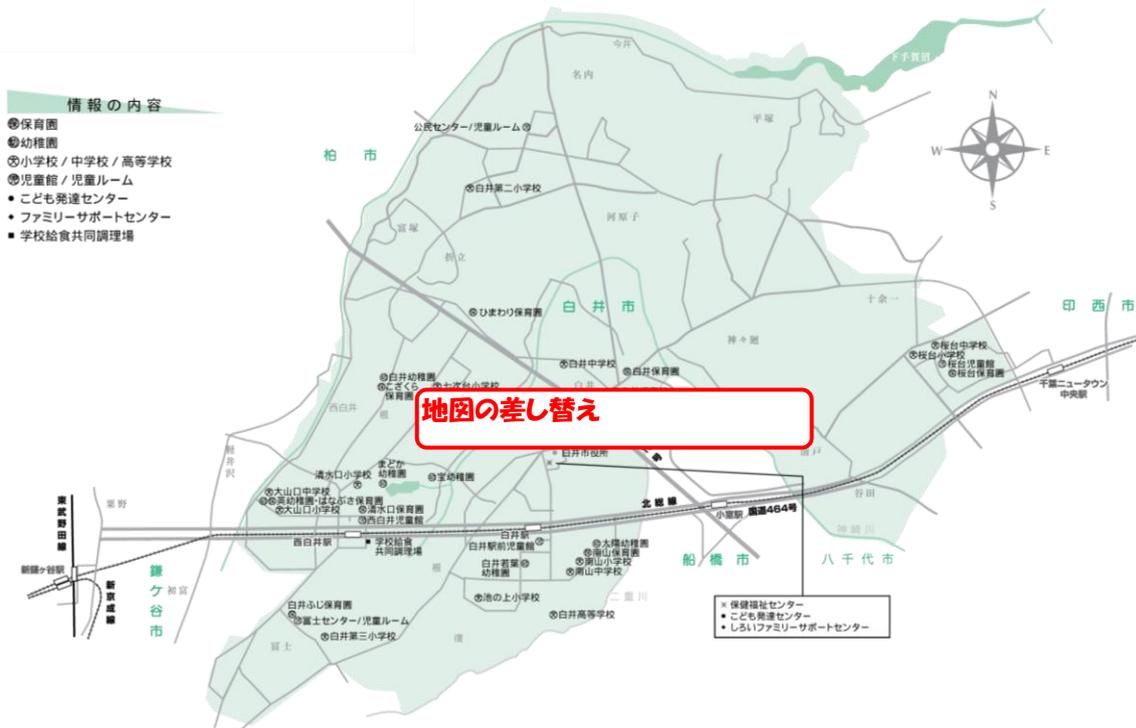
○確保方策

「確保方策」とは、「量の見込み」に対する提供体制の計画のことです。

教育・保育については、子どもの認定区分ごとに、地域子ども・子育て支援事業では各事業の種類ごとに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

地域子ども・子育て支援事業の種類ごとに、各年度における支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

■白井市の教育・保育施設の状況（白井市第4次総合計画後期基本計画より（P50～51より抜粋））



※数値については、今後調整し、掲載します

第2節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

1 前提となる事項

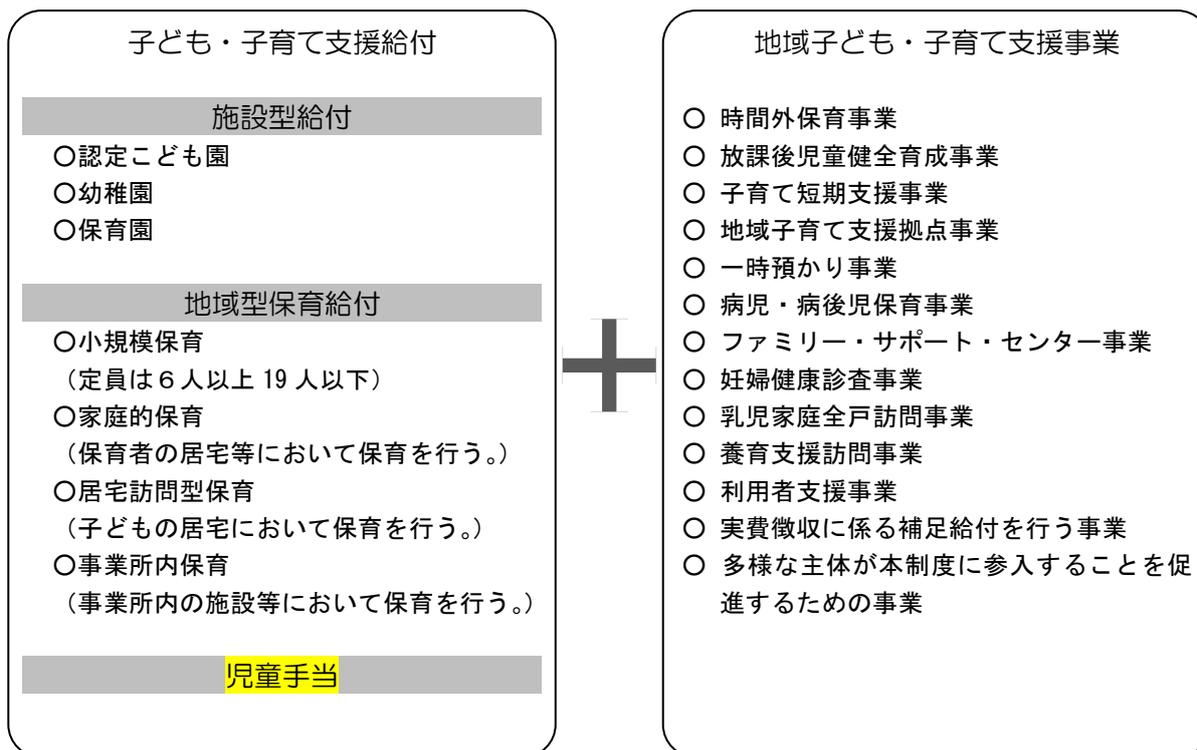
■国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)
 ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する(ワークシート有)

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



2 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

■提供体制、確保策の考え方

- 教育の定員数については、平成26年度現在、**私立幼稚園6園**での提供体制があります。
- 保育の定員数については、平成26年度現在、**公立保育園3園、私立保育所4園、私立認定こども園1園**での提供体制があります。
- 平成27年度から平成31年度にかけては、児童人口の増加とともに見込み量も増加傾向にあるため、とくにニーズの高い地域の提供体制の確保に配慮しつつ、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)	
①量の見込(必要利用定員総数)	1,253人	522人	324人	1,203人	514人	354人	1,189人	583人	363人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	1,253人	522人	324人	1,203人	514人	354人	1,189人	583人	363人
	地域型保育事業									
②-①	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

	平成30年度			平成31年度			
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性あり)	
①量の見込(必要利用定員総数)	1,210人	589人	367人	1,267人	609人	376人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	1,210人	589人	367人	1,267人	609人	376人
	地域型保育事業						
②-①	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

■教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 今後、公立及び私立の保育園、幼稚園、認定こども園、預かり保育のあり方等について、引き続き具体的な検討を進めていきます。
- 就学前から小学校への円滑な**移行**をめざし、保育士と小学校教諭との情報交換など、保幼小の連携を進めます。

※数値については、今後調整し、掲載します

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

1 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

■事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等において保育を実施する事業。

■提供体制、確保策の考え方

現在実施している事業を継続しつつ、保育士の配置等の実施体制の整備を図ります。あわせて仕事と子育ての調和を図るための啓発についても行います。

■時間外保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(延人/年)	829人	857人	874人	895人	938人
確保の内容(か所)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

（2）放課後児童健全育成事業

■事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

■提供体制、確保策の考え方

放課後児童クラブは、今後保育ニーズの高まりを受けて見込みも増加することが予測されますが、市内8か所で、小学1年生から小学6年生まで実施しており提供体制は確保されています。

■放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (実人/年)	低学年	352人	363人	363人	356人	340人
	高学年	144人	146人	146人	145人	149人
確保の内容 (実人/年)	低学年	352人	363人	363人	356人	340人
	高学年	144人	146人	146人	145人	149人

（3）子育て短期支援事業

■事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

■提供体制、確保策の考え方

国では、ニーズ調査により把握した、家庭で子どもをみることが一時的に困難となった期間に基づき、見込量を算出することとされていますが、現在、白井市では実施しておらず、本計画期間中では実施しないこととします。

今後は、利用ニーズの動向を注視しつつ、多様な支援の場の創出について検討します。

■子育て短期支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
提供体制	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(4) 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

■提供体制、確保策の考え方

本市では「子育て支援センター（清水口保育園・南山保育園）」「つどいのひろば（白井ふじ保育園・こざくら保育園・はなぶさ保育園）」等で子育て中の親子が自由に遊び、交流し、仲間づくりや情報交換ができる場を提供してきました。

今後は既存施設において、情報提供や技術指導等の支援を行い、居住している地域での親子の交流のばづくりの継続的発展につなげます。

■地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(年間延べ利用人数)	10,011 人	10,887 人	11,159 人	11,264 人	11,571 人
確保の内容(年間延べ利用人数)	10,011 人	10,887 人	11,159 人	11,264 人	11,571 人
確保の内容(か所)	5 か所				

(5) 一時預かり事業

■事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、**保育園その他の場所において**、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

■提供体制、確保策の考え方

※見込量の数値が確定次第、掲載します。

■一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間延べ利 用人数)	幼稚園在園者(1号認定)3~5歳	人	人	人	人	人
	幼稚園在園者(2号認定)3~5歳	人	人	人	人	人
	上記以外の0~5歳	3,675 人	3,822 人	3,915 人	4,029 人	4,237 人
確保の内容		6 か所				

(6) 病児・病後児保育事業**■事業の概要**

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

■提供体制、確保策の考え方

現在、市内に提供事業所がなく、現在鎌ヶ谷総合病院病後児保育所にて病後児保育を実施しています。広域を含めてニーズに対応するとともに、今後の整備の方向性を検討します。また、まずは親が対応することを基本とするため、仕事と子育ての調和を図るための啓発についても行います。

■病児・病後児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み人(延人/年)	16人	17人	18人	19人	21人
提供体制	16人	17人	18人	19人	21人
提供体制(か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）**■事業の概要**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■提供体制、確保策の考え方

ファミリー・サポート・センター事業については、平成25年度現在、子育て支援センター「スマイル」の1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■ファミリー・サポート・センター事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込(延人/年)	475人	542人	542人	590人	542人
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(8) 妊婦健康診査事業

■事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

■提供体制、確保策の考え方

妊婦健診事業については、平成25年度現在、受診率はほぼ100%となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■妊婦健診：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込(実人/年)	4,708人	4,581人	4,461人	4,347人	4,237人
確保の内容	4,708人	4,581人	4,461人	4,347人	4,237人

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

■提供体制、確保策の考え方

乳児家庭全戸訪問事業については、見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後、実施率100%をめざします。

■乳児家庭全戸訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込(実人/年)	529人	548人	553人	550人	562人
確保の内容	529人	548人	553人	550人	562人

(10) 養育支援訪問事業

■事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

■提供体制、確保策の考え方

養育支援訪問事業については、実施状況が少数であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■養育支援訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込(実人/年)	23人	24人	24人	24人	24人
確保の内容	23人	24人	24人	24人	24人

(11) 利用者支援事業

■事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

■提供体制、確保策の考え方

※見込量の数値が確定次第、掲載します。

■利用者支援：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込(か所)					
確保の内容(か所)					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

■提供体制の考え方

※国の考え方に沿って掲載します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

■提供体制の考え方

※国の考え方に沿って掲載します。

第6章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進体制および進行管理について

1 計画の推進体制

本計画は、子育て支援を基本として、保健・教育・障がい等、多岐に分野がわたるため、関係各課と綿密な連絡調整を図り、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、各事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

そのため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握を行い、その結果については、広報や市ホームページ等を通じて公表します。

資料編

※今後追加

1 策定の経過

2 計画策定体制

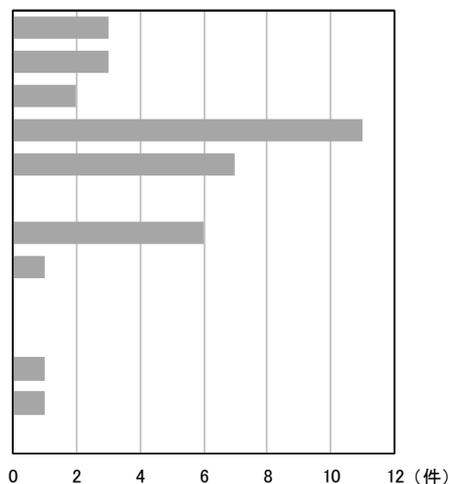
3 白井市子ども・子育て会議設置要綱

4 白井市子ども・子育て会議委員名簿

5 幼稚園（6園）保育園（7園）・認定こども園（1園）調査結果概要

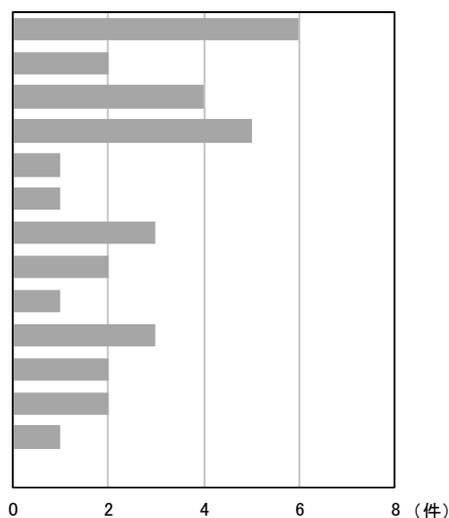
（1）現在、施設の運営上、特に課題となっていること（MA）

No.	カテゴリ	件数
1	定員オーバーのため、入所（園）希望者を受け入れられない	3
2	施設に余裕がなく、子どもの保育・教育空間が不足している	3
3	定員割れのため、適正なクラス規模（入所人員）が保てない	2
4	保育士/幼稚園教諭の雇用が困難である	11
5	保育士/幼稚園教諭の育成時間や研修時間が十分にとれない	7
6	保育士/幼稚園教諭の離職率が高い	0
7	保育士/幼稚園教諭が保育・教育の準備の時間が十分に取れない	6
8	保護者の意見を反映した保育内容の提供があまりできていない	1
9	保護者のニーズに応じて延長保育や預かり保育を実施したいが、できない	0
10	運営上、十分な児童数が確保できていない	0
11	保護者とのコミュニケーション	1
12	その他	1
	不明・無回答	0
	n	14



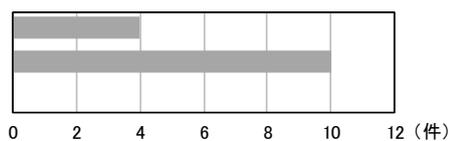
（2）充実していきたい役割や機能（MA）

No.	カテゴリ	件数
1	延長保育や預かり保育の充実	6
2	一時預かりの実施	2
3	子育て講座などによる情報提供の場	4
4	子育てに関する相談の場	5
5	保護者同士が交流する場や機会の提供	1
6	障害児を含め一人ひとりの発育に合わせた個別の教育・保育プログラムの充実	1
7	通常の教育・保育時間内での英語、スポーツ、音楽、美術などの特色ある取組み	3
8	通常の教育・保育時間外での英語、スポーツ、音楽、美術などの課外教室	2
9	在籍児童以外でも参加できる子育て支援行事（未就園児活動）、園庭開放	1
10	地域住民との交流やふれあい	3
11	小学校と連続・一貫性をもった教育・保育	2
12	特になし	2
13	その他	1
	不明・無回答	0
	n	14



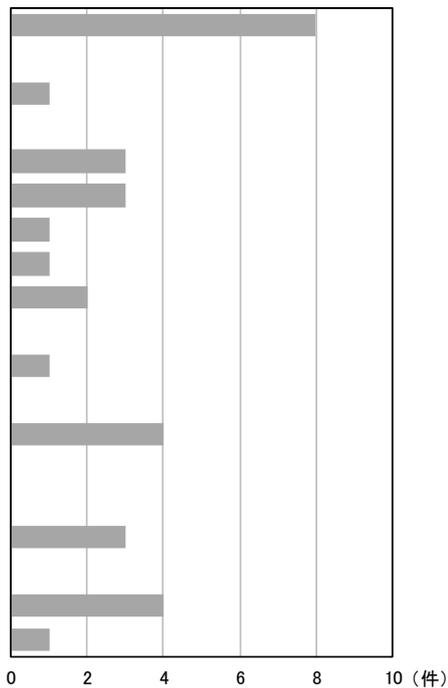
（3）特別支援教育（障がい児保育）の状況（SA）

No.	カテゴリ	件数
1	実施している	4
2	していない	10
	不明・無回答	0
	n	14



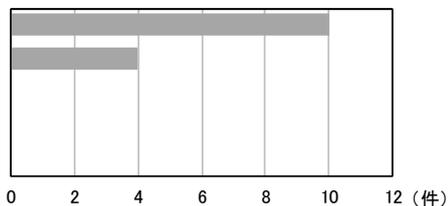
(4) 優先的に実施してほしい就学前児童に対する施策 (MA)

No.	カテゴリ	件数
1	幼稚園や保育園にかかる費用の軽減	8
2	幼稚園の数や定員増	0
3	保育園の数や定員増	1
4	幼稚園と保育園機能をあわせもつ施設の創設	0
5	日中の一時的な預かり保育の拡充	3
6	私立幼稚園における預かり保育の拡充	3
7	認可外保育施設への運営支援	1
8	認可外保育施設の認可化支援	1
9	保育園における延長保育時間の延長	2
10	急病や冠婚葬祭など緊急時の夜間・お泊り保育	0
11	パート等短時間の勤務に対応する保育	1
12	週2~3日といった勤務に対応する保育	0
13	子どもが病気のときに預かる保育	4
14	休日の保育	0
15	夜間(21時以降)の保育	0
16	子育て相談サービスの充実	3
17	特になし	0
18	その他	4
	不明・無回答	1
	n	14



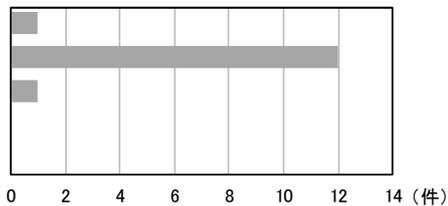
(5) 全ての3歳児が保育を受けることについて (SA)

No.	カテゴリ	件数
1	重要だと思う	10
2	どちらかといえば重要だと思う	4
3	あまり重要だと思わない	0
4	重要だと思わない	0
	不明・無回答	0
	n	14



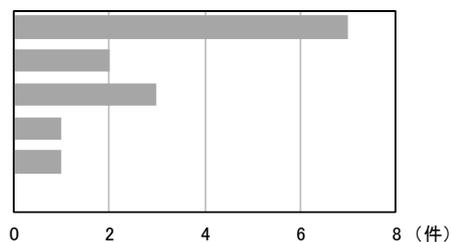
(6) 子ども・子育て関連3法の内容について (SA)

No.	カテゴリ	件数
1	よく知っている	1
2	概要は知っている	12
3	聞いたことはあるが、内容までは知らない	1
4	全く知らない	0
	不明・無回答	0
	n	14



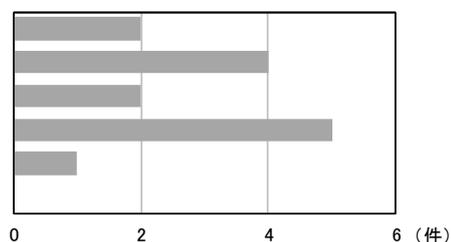
(7) 希望する教育・保育が受けられる制度が望ましいか (SA)

No.	カテゴリ	件数
1	そう思う	7
2	どちらかといえばそう思う	2
3	どちらかといえばそう思わない	3
4	思わない	1
5	わからない	1
	不明・無回答	0
	n	14



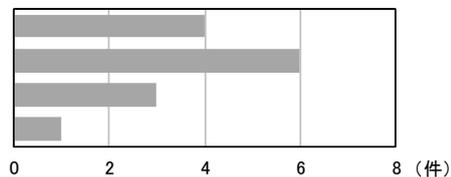
(8) 今後の就学前施設のあり方について (SA)

No.	カテゴリ	件数
1	保育施設が並存	2
2	幼保の機能をあわせもつ施設が並存	4
3	全ての施設が幼保の機能をあわせもつ	2
4	わからない	5
5	その他	1
	不明・無回答	0
	n	14



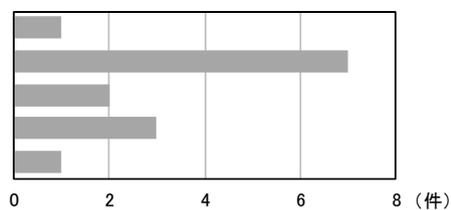
(9) 認定こども園への移行を検討したことがあるか (SA)

No.	カテゴリ	件数
1	ある	4
2	ない	6
3	その他	3
	不明・無回答	1
	n	14



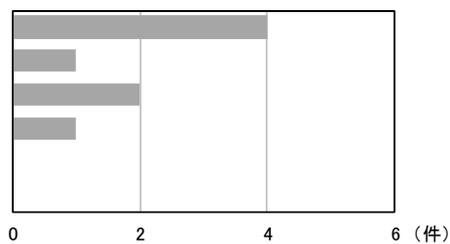
(10) 今後、認定こども園への移行を検討するか (SA)

No.	カテゴリ	件数
1	する	1
2	条件が合えば検討する	7
3	しない	2
4	わからない	3
	不明・無回答	1
	n	14



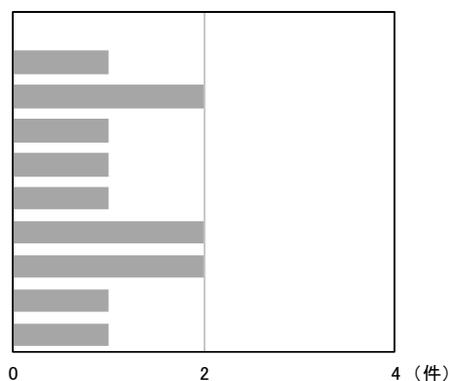
(11) 移行を検討する場合の認定こども園のタイプについて (SA)

No.	カテゴリ	件数
1	幼保連携型	4
2	幼稚園型	1
3	保育所型	2
4	地方裁量型	1
5	わからない	0
	不明・無回答	0
	n	8



(12) 認定こども園に移行しない理由について (MA)

No.	カテゴリ	件数
1	特にない	0
2	長時部・短時部の設定が困難	1
3	職員体制が困難	2
4	カリキュラム編成が困難	1
5	認可等事務手続きが煩雑	1
6	わからない	1
7	現在のままが妥当	2
8	現時点で移行の必要性を感じない	2
9	その他	1
	不明・無回答	1
	n	5



(13) 認定こども園に移行する場合、対策が必要なもの (MA)

No.	カテゴリ	件数
1	保育室等の増築・改修	5
2	給食室の増築補助	4
3	職員配置体制の充実	8
4	保育カリキュラムの再構築	8
5	わからない	5
6	その他	2
	不明・無回答	1
	n	14

